

平成23年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成23年3月8日(火曜日)  
午前10時00分 開議

都市整備部長 山口隆慶君  
市立美唄病院事務局長 高倉雄二君  
消 防 長 霜田公法君  
総務部総務課長 大崎 聡君  
総務部総務課総務係長 村上孝徳君

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

教育委員会委員長 白戸仁康君  
教 育 長 安田昌彰君  
教 育 部 長 前田敏和君

## 出席議員(16名)

議 長 内馬場 克 康 君  
副議長 谷 村 孝 一 君  
1 番 吉 岡 文 子 君  
2 番 森 川 明 君  
3 番 五 十 嵐 聡 君  
4 番 高 田 正 則 君  
5 番 高 橋 幹 夫 君  
6 番 阿 部 義 一 君  
7 番 長谷川 吉 春 君  
8 番 米 田 良 克 君  
9 番 白 木 優 志 君  
10番 小 関 勝 教 君  
11番 土 井 敏 興 君  
12番 本 郷 幸 治 君  
13番 紫 藤 政 則 君  
14番 林 国 夫 君

選挙管理委員会委員長 後藤泰彦君  
選挙管理委員会事務局長 秋場勝義君

農業委員会会長 佐藤博道君  
農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君  
監査事務局長 鎌田 覚 君

## 欠席説明員(1名)

市 民 部 長 岩 本 良 一 君

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 岡 嶋 博 文 君  
次 長 中 平 匡 司 君

午前10時00分開議

## 出席説明員

市長職務代理者副市長 板 東 知 文 君  
総 務 部 長 藤 井 英 昭 君  
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君  
商工交流部長 中 井 英 雄 君  
農 政 部 長 須 田 正 毅 君

議長内馬場克康君 これより本日の会議  
を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたし  
ます。

- 2 番 森川明議員  
3 番 五十嵐聡議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番、米田良克議員。

8番米田良克議員（登壇） 2011年の第1回定例会に当たり、私は市長職務代理者並びに教育長に対して質問をいたします。

大綱の1点目は、行政の効率化と市民の識別番号についてであります。市では、各種行政サービスを市民に対して行っておりますが、私の理解としては、さまざまな業務について、それぞれの業務ごとに市民識別番号を使って仕事をされておられると理解をしておりますけれども、この現状についてお尋ねをいたします。

それからもう1つは、住基ネット番号の利用状況と今後の見通しについてであります。住民基本台帳ネットワークの番号が全国民に付番されて、これの利用が国のレベルでは随分たくさんの項目について利用されている、ということを理解しております。美唄市の状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

3点目は、納税にかかわる番号制度の新設についてであります。現在、国の方では税、それから社会保障、これらを一体化した行政のやり方というものを考えて、新しい番号制度をつくるという話が流れてきます。これらについて、どのように押さえておられるか、これをお聞かせいただきたいというふうに思います。

大綱の2点目は、個人情報保護条例につい

て伺います。この個人情報保護条例の8条2項についてであります。8条2項は、「実施機関は思想・信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の扱いをしてはならない。」とあります。これはまさに、その言葉どおり、この条文どおり思想・信条の扱い、それから宗教、あるいは非常に感覚として微妙なことにかかわる部分、これら、社会的差別の原因となるおそれがあるというふうに条文でも書いておりますけれども、全くその個人それぞれのものを持つというのが近代社会の成り立ちの前提といえますか、そういうことであるというふうに理解をしておりますので、これらの条文の運用について、どういう考え方で望んでおられるか、そのことをお尋ねをいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。

まず、その1点目は、学校でのパワーハラスメントに関する道教委通知について質問をいたします。学校に、パワーハラスメントというものについて、道教委が通知を発したという事をお聞きをいたしました。この通知を出した時期と、その内容についてお尋ねをいたします。

もう1点は、昨年第2回定例会で、私は学校におけるパワーハラスメントについて質問をしております。そのことを真正面から取り上げた質問ではございませんでしたが、実態調査に関わって、この問題が美唄にあるということでお尋ねをいたしました。これについて、その後の状況をお尋ねをいたします。

教育行政の2点目は、フッ化物洗口についてお尋ねをいたします。聞こえてくる話によ

りますと、新年度から幼稚園、それから保育所、これらの子ども達を対象にして、虫歯予防としてのフッ化物を使つての洗口、うがいというんでしょうか、これが行われるというふうに聞いております。そのもとになったのは、道の条例があるということでお聞きをしておりますので、その道条例の内容とその条例成立の経過についてお尋ねをします。

2つ目は、美唄市がこのフッ化物洗口を実施するに至った考え方、これをお尋ねをしたいと思います。

最初に申し上げましたように、4月から考えられているのは、教育委員会管轄では幼稚園、それから、保健福祉部になるんでしょうか、この管轄では保育所、これでは行われるということで、私としては、まとめて教育委員会でやる進め方についてお尋ねをすることで、教育委員会にお答えをいただくということにしたいと思います。

それから、フッ化物の3つ目として、私がかこれまで特別に興味を持って調べたとか、そういうことはございませんけれども、フッ化物洗口について聞こえてくる話としては、余りいい話は聞こえてきていない。害があるのではないかという、そういう資料をちょっと見たりしております。それで、安全性についてどのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

それから4つ目は、幼稚園での実施計画というものがどういうものなのか、それから、幼稚園から始めるという考え方についてお尋ねをしたいと思います。

私が、このフッ化物洗口について聞いた中身で言いますと、例えば、フッ化ナトリウム

というような物質を水で薄めて薄くしたものを、子どもが口に入れて30秒間口の中を、要するに歯を洗うということですね。30秒間やって、それを今度全部吐き出して、水で口の中を洗うという方法だというふうに聞いてます。そうすると、誤って飲んではいらないということになっておりますから、例えば、幼稚園ですと3歳ぐらいから入ってますね。保育所の場合は、もっと小さい子もいるわけですけども。そういう子どもたちにこういう形で飲んではいらないものを口に30秒含ませるというやり方が、さて、いかがなものかなというふうに感じましたので、これが小学校の高学年とか、そういう年齢の子どもたちだとさほど難しくないんではないかと。それを、幼稚園から始めるということについての考え方をお尋ねをしたいと思います。

教育行政の3つ目は、冬休み中の校外研修についてお尋ねをします。昨年も夏休みについて、それからその前の年も実施の状況をお尋ねをしておりますが、今回、12月から1月にかけての冬休み中の校外研修の実施状況をお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

それから4つ目として、昨年実施されたものに教職員の服務規律等の実態調査というのがあります。私は、やるべきでないという立場で質問をさせていただきました。それから、この実態調査の後で出てきた問題として、学校教育における法令等にかかる情報提供制度というのがあります。これも、密告制度だということでの批判があるということですね。私も非常に大きな疑問を感じているものでありますけれども、これについて、北海道弁護士連合会が意見書を出しました。これについ

て、考え方を聞きをしたいということであり  
ます。

最後は、卒業式・入学式での「日の丸」「君  
が代」についてであります。

その1つ目は、教職員に対して、当面は卒  
業式ですね、卒業式における君が代斉唱時の  
起立について、事前に教職員の方々に起立を  
するのかしないのかということ調べている  
ということを知りました。これは、私は卒業  
式、あるいは入学式の君が代斉唱時に起立を  
するかどうかということ、あるいは歌うかど  
うかということを含めて、その人その人の考  
え方にしたがって行われるものという理解を  
しておりますが、事前に、あなたは立つのか  
立たないのかとか、歌うか歌わないのかとか、  
そういうことを尋ねるといことは、これは  
全く理解ができない。むしろ、絶対にやるべ  
きことだというふうには思えないですね。教  
育委員会が指示をされて、各学校で取りま  
わっているというふうには思いますが、憲法を尊  
重するという基本の立場を見失っているの  
ではないかということに疑問に思います。

それから、こういうことをやるということ  
は、言葉をかえて言えば、思想調査を行って  
いる。そういう内容ではないかということに  
指摘しなければならないというふうに思いま  
す。そして、起立をするかどうか尋ねたこと  
に対して、答えないとか、あるいは、立たな  
いというふうに答えた教職員に対しては、場  
合によっては職務命令をもってしても答えな  
さいという事を、あくまでも答えを求めると。  
あるいは起立するということを求めるという  
ことを聞きます。これは、職務命令というこ  
とは、職務命令違反になれば懲戒処分と繋が

りますから、そういう処分を持って、職員を  
恫喝するという、そういうことが学校で行わ  
れるということは、全く理解ができないし、  
許されないことだというふうに思います。そ  
の辺の考え方を聞きしたい。

それから、2つ目に、道教委の指示に沿っ  
ての指導ということで、ちょっと項目を立て  
ましたけれども、今1つ目に申し上げました  
事前調査を含めて、卒業式・入学式の進め方  
については、昨年の、ちょうど今からいうと  
1年ちょっと前になりますか。そのころから  
道教委の姿勢というのは大きく変化をしまし  
た。その事は、過去の質問でも指摘をしてま  
いりましたけれども、こういう道教委の大き  
く変化した指示というものに沿って指導して  
いるということになると、これは極めて問題  
があるのではないかということですね。道教  
委の指示に沿って市教委が指示を出し、校長  
を動かすと。これは、だいたい今まで行われ  
たことがないですね。起立の事前調査なるも  
のなどについては、全く初めての出来事であ  
りまして、そういうことを尋ねる側の校長と  
しても尋ねられる側の教職員としても、さて、  
どういう対応をするのがいいのかということ  
では、明らかに学校の中に混乱が持ち込まれ  
ているということ。これは、いかがなものか  
ということですね。そこではやっぱり市教委  
の判断がきちっとあって、そういう学校に混  
乱が生ずるようなことは持ち込むべきべきで  
はないというふうに考えますが、どのよう  
にお考えになるかですね。

それから、指示をして校長にそういうこと  
をやらせるということは、本来の校長の職務  
権限を侵害することになってるのではないか、

そういう疑問も持ちます。その点の考え方についてもお尋ねをしたい。

それから3つ目に、児童生徒の考え方を無視しての強行ではないかということをお尋ねしたいということです。教師を職務命令並びにその後想定される処分を持って、何が何でも従わせようという考え方で物事をやる。仮にその教師たちが、じゃあやむを得ないということで、それに従ったとしますか、そうすると、児童生徒に対しても、まさに歌うこと、そして斉唱時には起立すること、これらを含めて、教育委員会が従来から言っている指導要領に沿った、そこを踏まえて卒業式や入学式が行われる。子ども達の判断、考え方、こういうものについては、全く尊重される事なく、本来、子どもが主人公であるべき卒業式・入学式がそういう抑えられた形で行われるということについては、極めて問題があると思いますね。その点についてお尋ねをしたい。私はそんな形の卒業式・入学式を望む保護者はいないのではないかという判断をしております。いかがでありますでしょうか。

4つ目として、地方教育委員会の役割についてですが、憲法を守るという基本があります。これは、前にも申し上げてますけれども、憲法は、まずは公務員が守りなさいというふうに書いてあるんですね。もっと言えば、国家権力が勝手なことをやっては困るから、そういうものを抑えるために憲法がありますよと。そうすると、中央政府、あるいは地方の県段階、あるいは市町村段階の行政機関の、いわば執行に当たる方々、この方々がいかに憲法をきちんと守るかという事が、国の運営が憲法の精神にのっとって行われるかという

ことの基本だと思いますね。思想・良心の自由は、これを侵してはならないという、その憲法の考え方というものをどのように押さえおられるのか。

あわせて、憲法を受けた教育基本法ですね。非常に私としては遺憾なことだと思いますが、2006年にはこの改正が行われて、現行の教育基本法に変わったわけですがけれども、その変わる前の教育基本法で考えるとしても、それから、改正された教育基本法で考えるにしても、国家権力の教育への介入というのを教育基本法は戒めているわけですね。その辺の考え方ですね。そして、私が先ほどから繰り返して申し上げてますが、昨年来の道の教育委員会のやり方というのは、常軌を逸していると言わざるを得ない。そのことは、私は申し上げてきましたけれども、そういうことを考えるのは私だけではなくて、先ほど申し上げました、北海道弁護士連合会が実態調査並びに通報制度について意見書を出したというのも、これは道教委の進めている今の北海道の教育行政というのが極めて憲法に照らして問題のあるという内容指摘ですね。それから、労働団体も本来の姿に立ち戻るべきだということを大きく声を上げています。それから、教職を経験して退職された方々、この方々もこぞって、今のやり方おかしいという声を上げているわけですし、その辺を地方教育委員会が、道の教育委員会の大きく変化したやり方をそのまま受け入れていくというのではなくて、美唄は美唄としての判断に立って、美唄のあるべき教育の姿というものをきっちり求めるという立場を取られるべきだというふうに考えるわけですがけれども、その点を

尋ねをしたい。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君(登壇)  
米田議員の質問にお答えします。

初めに、行政の効率化と市民の識別番号について、行政サービスにおける個別番号についてであります。本市では、総合住民情報システムにより、住民基本台帳を基本とした市民の皆さん一人ひとりの番号を個人番号として設定し、管理しております。総合住民情報システム及びサブシステムでは、この個人番号を共有し、税の賦課徴収や各種サービスの提供など、19の業務を行っており、それぞれ個人情報について適正に保護措置を講じているところでございます。

次に、住基ネット番号についてありますが、住民基本台帳ネットワークシステムでは、市民の皆さん一人ひとりに11桁の住民票コードがついており、このコードは現在、住基ネット以外の業務には使用しておりません。今後につきましても、このコードを他の業務に使用する予定はないところでございます。

住基ネットの独自利用に関する北海道の動きとしましては、道民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的に、恩給受給者資格の確認や道税の賦課徴収など、本人確認を要する事務に関して、新たに40項目を追加する内容で、現在、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案を道議会に提出しているところでございます。北海道では、この条例が可決された場合、本年4月から希望する市町村に対して、本人確認情報の提供が可能となることから、本年1月に市町村への意向確認

がございました。本市では、市の市税の賦課徴収に関する利用を希望しており、現在、道と協議中であります。

なお、本市が利用する場合には、市の条例の整備は要さないこととされているところでございます。

また、道では住基ネットを利用する部署にセキュリティ担当者などを配置するなど、情報管理を徹底していく予定であるというふうに聞いているところでございます。

次に、国の共通番号制度についてありますが、去る1月31日、国から社会保障、税に関わる番号制度についての基本方針が発表されました。この方針では、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野と国税、地方税の各税の分野で活用する共通番号を国民一人ひとりに付け、国民の利便性の向上やより公平・公正な社会の実現などを旨とするところとされております。この基本方針にしましては、現在のところ市に通知や情報提供が無く、市といたしましても、この基本方針に関連した新たな業務等を行うことは予定していないところでございます。

いずれにいたしましても、この制度は、市民生活や市の業務に大きくかかわってくるものでありますので、今後、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、個人情報保護条例について、個人情報保護条例の取り扱い制限規定についてありますが、この条例の第8条第2項では、個人の思想・心情及び宗教に関する個人情報と社会的差別の原因となるおそれのある、個人情報の収集、取り扱いについて原則禁止しているところでございます。市といたしまして

は、この規定を遵守し、市民の皆さんの個人情報保護を図っているところでありますが、例外として、生活保護事務については、受給者の信仰している宗教に関して、葬儀の際に必要なことから、情報公開、個人情報保護審査会への諮問、答申を経て、個人情報として取り扱っているところでございます。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、パワーハラスメントに関する道教委通知についてであります。昨年12月21日付、北海道教育委員会教育長名で各市町村教育委員会教育長宛に、北海道の職員がその能力を十分発揮できるような良好な執務環境を促進し、パワーハラスメントの防止及び排除に関し必要な事項を定めることを目的としたパワーハラスメントの防止等に関する指針を定め、本年1月4日から施行することとした旨、通知があったところでございます。この通知は、職務上の権限や地位等を背景にして、本来業務の範囲を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、職員の勤務環境を悪化させることをパワーハラスメントの定義とし、パワーハラスメントになり得る言動例や所属長の責務として、パワーハラスメントを行わないよう進めるとともに、部下職員のパワーハラスメントを事前に防止するよう努めることが、パワーハラスメントが相互のコミュニケーション不足が原因で生じる場合が多いことから、職員一人ひとりが普段からコミュニケーションを大切にしよう職員が留意すべき事項などのほか、パワーハラス

メントに関する苦情、相談体制について定めたものでございます。各市町村教育委員会においても、この指針等を参考として、所管する学校の教職員に関するパワーハラスメントの防止等について適切に対処されるよう、要請があったところでございます。

次に、6月議会における答弁に関するその後の経過についてでございますが、6月の定例校長会議において、本会議での一般質問、答弁内容を示し、学校現場における対応の徹底を促したところでございます。

次に、フッ化物洗口についてであります。道は平成21年6月、フッ化物洗口の普及と効果的な歯科保健対策の推進などを盛り込んだ、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定しました。この条例は、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定めるとともに、道の責務及び教育関係者、保健医療、福祉関係者、道民、その他のものの役割を明らかにするとともに道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、道民の健康の増進に寄与することを目的に制定されたものであります。

次に、本市の状況についてであります。北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例が制定され、平成22年5月に美唄歯科医師会から虫歯の多い本市においてフッ化物洗口等の効果的な歯科・保健対策の導入について要望があったこと。また、昨年8月には道から北海道歯科保健医療推進計画及び北海道歯・口腔の健康づくりガイドラインが示され、市町村教育委員会に対し、積極的な取り組み

について通知があったことなどから、虫歯予防に効果があるとしているフッ化物洗口について、美唄歯科医師会等の協力をいただき、普及啓発に向けた取り組みを進めているところであります。

次に、安全性についてであります。フッ化物洗口については、岩見沢保健所や美唄歯科医師会から安全性に問題はないと伺っております。

次に、幼稚園での実施計画などについてであります。現在、来年度就園する園児の保護者を対象に、フッ化物洗口の認識や導入の如何などに関するアンケート調査を行っているところであり、今後、説明会の開催など、必要とされる取り組みを行った上で、保護者の同意を得ながら進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、フッ化物洗口の開始年齢は道が作成した北海道歯・口腔の健康づくりガイドラインでは、うがいができる4歳ごろから開始することが理想とされていることから、幼稚園から実施することについて検討を進めているところであります。

次に、冬期休業中の校外研修についてであります。市内小中学校において平成22年冬期休業中に校外研修を行った教職員は、校長を除く対象者153名に対して57名であり、全教員に対する割合は37.3%となっております。

次に、北海道弁護士会連合会の意見書についてであります。教職員の服務規律等の実態に関する調査につきましては、先の衆議院選挙にかかわり、教職員が加入している団体の幹部が政治資金規制法違反により逮捕・

起訴され、子ども達や現場の教職員はもとより保護者や道民に大きな不安や不信を与え、北海道の教育に対して信頼を著しく損なう事態となりました。

こうした中、文部科学省から違法のおそれがあると取り上げられた事項に関し、任命権者として調査するよう要請がありました。また、国会や道議会においても、教職員の服務規律の確保等について、さまざまな議論がなされたことも踏まえ、道教委は子ども達や現場の教職員、保護者や住民の大きな不安を取り除き、学校における道民の信頼を確保するため、実施したものと理解しております。また、学校教育における法令等違反に関する情報提供制度につきましても、同様の観点から道教委の責任と権限において実施することとしたものと考えております。

次に、卒業式・入学式での国旗・国歌についてであります。初めに、起立への確認についてであります。教育委員会は平成22年度入学式における教職員の不起立が管内では1校となったことを重く受け止め、平成22年11月29日、第18回教育委員会委員会議において、入学式・卒業式における教職員の国歌斉唱時の起立について、教職員の理解を図るよう粘り強く指導することとし、こうした取り組みにも関わらず、それでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として、校長は職務命令を発することができるよう議決したところあります。このことから、職務として教職員が起立することについて、学校長が確認するものであります。

次に、国歌斉唱時の起立にかかる職務命令についてであります。国歌斉唱時の不起立

が管内では1校となったことは、当該学校の全教職員を初め、子ども達、保護者に与える影響を考えたとき、早急に解決すべき課題と受けとめ、美唄市教育委員会として5人の委員の総意として議決し、通知したものであり、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導し、こうした取り組みにもかかわらず、それでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として、校長は職務命令を発することとなります。

次に、国旗・国歌の実施に係る児童生徒への指導についてであります。学習指導要領では、学校教育法施行規則に基づき、学校行事のうち儀式的行為について、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うこととして、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと定めております。このため、児童生徒においても儀式にふさわしい態度で臨むよう指導するものと考えております。

次に、地方教育委員会の役割についてであります。教育委員会は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適切に行わなければならないとされており、保護者や地域住民の声を率直に受けとめ、地域の実情に応じた教育行政を展開していくことが重要と考えております。このことから、当該学校の全教職員を初め、子ども達、保護者に与える影響を考えたとき、早急に解決すべき課題と受けと

め、美唄市教育委員会として5人の委員の相違として議決し、通知したものであります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 この場から再質問させていただきます。

1点目の中にありました住民基本台帳ネットワークの住基番号のことであります。道が利用範囲を拡大するというに伴って、希望する市町村でも本人確認情報の提供は可能となるということで、美唄としては、市税の賦課・徴収に関する利用をしたいという答弁でありました。これは、市税徴収というのはいかなりたくさんの市民の方が対象になる中身でありまして、どういう形で住基番号の活用をされるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

それから、教育行政についてであります。1つ目でお尋ねをしたパワーハラメントについてであります。道教委から通知が来たということについては理解をいたしました。昨年、2定で私が質問を取り上げましたけれども、服務規律の調査に関係して、学校の中で職務命令をちらつかせる、そういう態度のよくない校長が複数いたということに関連して、教頭の中に組合を敵視する言動を取る人がいることと、その具体的な内容を取り上げ、これは危険な人で、学校に置いておける人ではないと感じたと述べました。こういう状況をどう考えるかというふうにお尋ねをしました。再質問でお尋ねをしたんですが、教育長は再質問への答弁ではお答えにならず、3回目で再度答弁を求めたところ、「今後、実態把握に努め、必要に応じては校長会等を通じて適切

に対処したい。」との答弁をいただきました。私は当然調査が行われ、具体的な指導を含め、しかるべき措置がとられるものと考えておりましたが、本年になってから聞いたところでは、何ら改善がないということで大変驚きました。年末に出された道教委の通知は当然なことだと思いますけれども、これが無いとしても、職場が正常になるよう指導されるのは当然のことでありまして、教育委員会の対応には誠意が全くないと指摘せざるを得ません。具体的な内容が公にされれば、美唄市の教育全体の信頼が大きく失われることになったような内容だったと思います。この扱いについての考え方と、今後の対応を改めてお尋ねをします。一般の教員に対して、服務実態の調査を強行しながら、一方で、管理職への指導は、このような手抜きな状態ではないかと思っております。ひとつ、よろしくご答弁をいただきたい。

それから、次のフッ化物洗口についてであります。2080推進条例、これを見せていただきました。これを見たところ、最初に持った疑問は、これは歯の問題について道が提案をして道議会が決めた条例でありますけれども、その歯の健康維持ということについて、その取り組みを進めるという内容であります。

考えてみますと、美唄でも美唄市医師会というのがあって、それから美唄市歯科医師会というのがありますね。それから、薬剤師会というのがある。そうすると、体の病気全般については医師会の担当ですね。それから、歯のことについては歯科医師会ということになる。考えてみるとそうなんですね。

それで、この条例が一昨年つくられたとい

うことは、歯の健康維持ということなんですけれども、この考え方でいきますと、人間の体でおきるさまざまな病気について、いちいち道が健康な状態を維持するためにということで条例をつくるのかなと、ちょっとあり得ないことだなということ、自分では思ったんですね。それから、条文をずうっと読んでみますと、11条に今私が質問をした、例えば幼稚園でフッ化物洗口をやるということにかかわる事が書かれています。この11条を除きますと、あとは何か求めるという感じの内容は余りないんですね。それで、かなり唐突な感じを受けます。それで、どうも条例の流れからして、この11条がそこに具体的な内容を持って出てくるというのが、非常に唐突な感じを受けたということ、これは私の感想として申し上げたい。それで、後で聞いたことですが、この条例が議決される時に附帯意見がついたというふうにお聞きをしました。それで、その内容と、この条例の成立経過について、何か教育委員会として把握されていることがあれば、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、美唄市が実施するに至った考え方についてであります。この条例が制定された後、推進計画というものとガイドラインが出されたということです。それで、答弁では、ガイドラインによって市教委に組みの通知があって、このフッ化物洗口に取り組むことになるという答弁でありますけれども、ガイドラインの内容を1つはお尋ねをしたいということですね。改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、安全性の問題であります。た

だお尋ねをしてもだめだなと思ったものですから、ちょっと図書館へ行って、子どもの健康に関する本はたくさんあるんですけども、その中から4冊ほど歯に関することを書かれた本を調べてみました。そうしますと、その4冊の本について見ますと、「フッ素は安全か」というタイトルで、一部ですけれども、書いてあるのが1冊だけで、大体は歯科医師さんが書いてるんですね。それで、フッ素は虫歯予防に有効だという考え方がどの本でも普通です。ただ、学校や幼稚園での集団フッ化物洗口に言及している本は1冊もありませんでした。ただ、中の1冊ですが、「虫歯予防はしたいがフッ素は安全か」というタイトルで書いてあるんですね。ここでは、こういうふうにありますね。「虫歯予防を考えるとときには、虫歯になることのマイナスとフッ素の害を比較できるようなデータを示すべきでしょう。フッ素を使ったとき、使わないときの虫歯の発生率だけでなく、トラブルの発生率、虫歯になったときの危険を考えて、行政は行政で、歯科医院では個々の患者のかかりやすさに応じて、合理的な予防手段を採用すべきで、そのときに、現時点では、フッ素の理由は最も効果的で安全で費用のかからない方法です。」とこの歯医者さんは書いてるわけですね。それから、岩波新書でしたけども、「歯の健康学」という本がありました。これは、日本歯科医学会というのが、ずっと開かれてるんですね。1949年から開催されて、2004年が、第20回の総会だったと。それで、20回総会を記念して、この「歯の健康学」という本が企画されたと。できた経過はそういうふうに説明されてます。まとめられたの

が江藤一洋というのかな、これは総会の会頭を務めた方の名前になってはいますけども、見ますと、著者は12人の歯科医師さん、あるいは大学の先生ですね。こういう方が書いております。11の項目について書かれてますけれども、虫歯については一番最初に出てます、一番に。これをずっと読んでみましたが、一番最後に虫歯予防のポイントというのがあります。最後に、歯の健康を守るため家庭でできる虫歯予防のポイントを示す。1、口の中を清潔に保つ。2、フッ素入りの歯磨き材を使用する。3、規則正しい生活、ブラッシング習慣を身につける。4、正しい食生活、バランスのよい食品をよく噛んで食べる。5、定期的に歯科医院で検診を受ける。この5項目なんです。2番目には、フッ素入りの歯磨き材を使用するというので、フッ素が出てくるんですね。ここを紹介しましたのは、これは家庭でできる虫歯予防のポイントというふうに押さえてますから、当然、集団にやるもの問題には触れてないわけです。

それで、何を言いたいかって言いますと、ちょっと考えてほしいんですが、例えば昔、私が子どもの頃は学校でいろんな予防接種をやりました。針取り替えないでやったということで、B型肝炎とかというのが後に大きな問題になって、今に至るものですね。まだ裁判をやったりしてますね。現在は、小学校なり中学校なりで、集団で予防接種をいろんなものをやるかということ、これは全然やらなくなったわけですね。それは全部、例えば、病院でやる、医院ですね、開業医のところで行う、あるいは、昨年の子宮頸がん予防ワクチンの場合は、あれは保健センターですか、そ

ういうところでやる。概ねは、今病院でやるんですね。一番ポピュラーなのはインフルエンザの予防接種になりますけれども、これも全部病院ですよ。ということは、子どもに何か医療的な行為をやらうとすれば、親が判断をして、子どもを連れて病院へ行って、そこで受ける。しかるべき料金を払う。あるいは国等から補助があって料金を払わなくていいというものもあるということ。そういう仕組みになってますね。ですから、先ほど説明がありましたけれども、フッ化物洗口に関してやりたい方がやるという答弁でした。希望者について行いたい。そういう事であれば、わざわざ幼稚園でやらなくても、こういうことがあります、大変いいですよ、ということであれば、それはその家庭で判断をした上で、親が、例えばやり方について、フッ化ナトリウムですか、使う材料として、それを何100倍だかに希釈したものを口に含むというやり方ですね。ただし、絶対飲むなよと。もし、誤って飲んだ場合は、直ちに牛乳を飲んで胃洗浄をやらなければならないと、そういう注意書きがあるわけですね。ですから、そういう心配のおそれがあるものを保育所なり幼稚園なりで、まだ学齢に達してない子ども達を対象にして行うということが、さてどうかと。むしろ親の責任で、虫歯対策を家庭で考えてもらうという方がいいのではないかなということを感じたわけです。それで今、ちょっとこの本の一部をご紹介したんですけれども。調べてみたら、2月に日本弁護士連合会が集団によるフッ化物洗口などには違法の疑いがあるという事で、意見書を厚生労働・文部科学・環境の3大臣に、2月2日に出した

ということがわかったんですね。それで、これをちょっと調べてみました。そうしますと、あらあらこれは、なかなかちょっと大変だなという感じです。それは、インターネットに出るということで、私はインターネットやらないもんですから、ちょっと人頼みで頼んで調べてもらったんですね。そしたら、プリントしてもらいたいんだけどと言ったら、全部で89ページありますよということですね。膨大な量の意見書なんですね。これは、頭の部分をしつと読んでみたら、経過がずっと説明されてました。ちょっとご紹介をしますが、なぜ今ここで日弁連が意見書を出したかということ、30年前、1981年に1回目の意見書を出してるんですね。ところが、そのときの、その意見書の結びはこんなふうになってますね。厚生省及び地方自治体に対し、集団フッ化洗口が事実上強制にわたりフッ素の管理・調合・使用が専門家の指揮監督下になく、フッ素の公平な情報提供がなされず、追跡調査が行われていないこと等の問題を調査検討し、改善措置を講ずべきと結論付けた。だから、改善しなさいという意見を、当時厚生省ですね、厚生省や地方自治体に対して出した。ところが、全く何の改善も行われないということで、改めて今年の1月21日に新しい意見書がまとめられた。その日弁連がそういうことをやったということは、その人権救済の申し立てが、いろんな団体から日弁連に対して出された。それによって、前回30年前に出したのものからさらに最近の状況を調べて、意見書をまとめ上げたということなんですね。

意見書の概要というのがあります。だから

ら言うつもりはありませんが、簡単にポイントだけ言いますと、まず1つ、意見書概要の1は、虫歯予防のために、要するに保育園、幼稚園、学校、特別支援学校等でやっているフッ素洗口・塗布、塗布をやっているところもあるんですね。問題がありますよと、1つは安全性です。歯に影響が出る、斑状歯というのになるそうですが、歯になんか色がついて模様が出るというやつですね。それから、全身影響への懸念も払拭されていないと。それから有効性、有効性は必ずしも確かではない。それから必要性、相当性、虫歯は急性感染症ではないゆえ、予防方法はフッ素洗口・塗布以外にもさまざまあり、虫歯が減少している現状においては、学校保健活動上、集団的にフッ素洗口等をやるのには大きな疑問がある。4つ目、使用薬剤安全管理等、集団によるフッ素洗口では試薬が使用されている点で、薬事法の趣旨目的に反した違法行為が認められ、薬剤の保管、洗口液の調剤・管理、洗口の実施等が学校職員に一任されるなど、安全管理体制に問題があり、実施上の安全性も確保されていない。それから5、追跡調査、6、環境汚染、環境汚染では、集団によるフッ素洗口後の廃液により、水質汚濁防止法、下水道法の排水規制違反など、環境汚染のおそれがある。

2番目は、法的に集団でやるということでは、プライバシーも保護されないし、自己決定権も認められないということで問題があります。

3つ目は、よって当連合会は医薬品・化学物質に関する予防原則及び基本的人権の尊重の観点から、厚労省・文科省・及び各自治体

及び各学校の長に対し、学校等で集団的に実施されているフッ素洗口を中止するよう求める。ここが結論なんです。

内容的には、詳しく本意見書の基本的視点、フッ素利用の経緯とフッ素の安定性、フッ素洗口・塗布有効性、集団フッ素利用の必要性、相当性、集団フッ素洗口での使用薬剤安全管理等追跡調査、集団フッ素洗口による環境汚染の危険性、人権侵害性及び政策遂行上の違法性として第11で結びとして、行政が関わってやることについて、政府及び自治体によって推進が図られ、自己決定権、知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策、遂行上の違法の疑いを放置することはもはやできないと、よって当連合会としては上述の諸問題を踏まえ、医薬品・化学物質に対する予防原則、公衆衛生政策における基本的人権の尊重の観点に鑑み、集団フッ素洗口・塗布を中止することが相当と思慮し、冒頭記載の意見を述べる次第である。これらずっと書かれているのが全部で89ページあるということですね。

こういう意見書が日本弁護士連合会から出されたということでありますから、こういうものがあるということを知った場合、やはりどこの誰かが出したかわからない意見書だとかというもの、一個人がやってるものだとか、そういうものだとすれば、これは無視してもいいということもあると思うんですね。ただ、子どもの健康推進のために行政が施策としてやろうとすることでありますから、疑問があるよという声が具体的にあるとすれば、そのことにまずは耳を傾けてみる、内容を十分検討されてやはり推進することが正しい、その

価値が十分あるという判断をされて、予定どおり新年度の実施に踏み切るということになるか、あるいは検討期間のうちに新年度を迎えてしまうのか、それはわかりませんが、今3月の下旬も終わるわけですから、そういう措置が必要でないだろうかということ、私はこの意見書のポイントだけしか見てませんが、見て思いました。この辺、どうかなということでお聞きをしたい。

それから4つ目として、幼稚園のことですね。保護者の理解と同意を得てという答弁でしたから、それはぜひ丁寧にやっていただきたいと思えますし、もし把握されているデメリットがあるなら、そのことの説明もしっかり保護者の方々にしていただいて、その上での実施ということを考えていただきたいということですね。最初にやり方の説明をしましたが、ああいうやり方をするんだとしたら、幼稚園児では誤って飲むという恐れがあるのではないだろうか、大方の子どもはうまくやるにしてもですよ、うまくいなくて飲んじゃったというふうになる子どもがいるのではないかと、心配しますけれども、大丈夫なのかどうかという事もお聞きをしたいということです。

3つ目ですね、冬休み中の校外研修の件ですが、今数字をいただきましたけれども、夏休みと比べて率が落ちているというふうに思います。その要因をどんなふうに分析されるかということをお尋ねをします。

4つ目、弁護士会の意見書について、これは内容をよく検討していただいて、先ほどの答弁になったのでしょうか。ちょっと答弁をお聞きしたのでは、そのことに疑問がありま

す。これも意見書自体が33ページにわたる内容がたくさんあるものでありまして、細かく説明をするというのは時間がかかりますから、それはやめたいと思いますが、概略はこういうふうになってますね。初めにというのがあって、次に、本件実態調査及び本件情報提供制度の背景と問題の経緯がある。3つ目、本件実態調査及び本件情報提供制度の内容、という内容説明があります。次に第4、本件実態調査が有する問題点、服務規律等の実態調査にどんな問題があるかということで整理をしています。問題点としては、1、思想良心の自由、憲法19条の観点、2、政治活動の自由並びに集会の自由、憲法21条の観点、3、教育を受ける権利、憲法26条及び教師の教育の自由、憲法第23条、26条の観点、4、勤労者の団結権、憲法28条の観点、5、プライバシーの権利、憲法13条の観点、6、適正手続の保証、憲法31条の観点、というふうに6つの観点からこの実態調査の問題点を指摘しています。これもいちいち言っていると量が多いですから、それはやめます。ちょっと長くなりますから。第5で情報提供制度が有する問題点ということで、1、思想良心の自由、2、政治活動の自由、3、教師の教育の自由、4、教育を受ける権利、5、学習指導要領に基づかない指導の問題点というふうに、問題点も5つあります。

とりわけ学習指導要領を法令等に含める本件情報提供制度は、教員の良心の自由、憲法19条を侵害するというふうに指摘をしております。これら特に実態調査で言えば、思想・良心の自由の観点、あるいは教育を受ける権利及び教師の教育の自由の観点、これらをよ

くご覧いただいた上で、今のような答弁になったのか、私はそうじゃないんでないかという気がするんですね。これも北海道弁護士連合会、その中に憲法委員会というのを、担当された弁護士さんで組織して、その委員会がまとめたものです。私はやはり問題があるよという指摘を受けたら、やっぱそのことにはしっかり耳を傾けて、これはそういう見解には立ちがたいと、あるいは賛成しかねると、そういう事で美唄市教育委員会が一定の識見をもっての判断をされるべきだというふうに思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。意見は見たけれども、自分達の考え方に1点の曇りもないと、従来言ってきたとおりで間違いなしと、こういう考え方に立たれるのかどうか、その辺をお聞きしなければならぬというふうに思います。

最後、日の丸・君が代の問題ですね。規律に関する事前調査について、今いただいた答弁では、起立を求めることが職務だと、起立することが職務だというところらえ方ですね。そして、社会通念上当然だということです。前に申し上げたかもしれませんが、社会通念に反するこういう事で、懲戒処分をするというのができるんでしょうか。私はそんなふうに思わないです。立つことが職務だというところらえ方も、これは全く納得できない。学習指導要領に書かれていることは、旗を上げることと歌を歌うことをしなさいということは書いてあるんですね。教育長は繰り返しおっしゃるけれども、学習指導要領に沿って適切にやるんですと、適切に実施してもらおうよう指導するんですと、こういうふうに答弁されているんです。

ただ、学習指導要領というのは立ちなさいとか座りなさいとか、何回立ちなさいとか、右向けとか左向けとか、そういうことは書いてないですね、当然。それはなぜか、学習指導要領が拘束性を持つためには、大綱的基準でなければならないという最高裁大法廷の判断があるんですね。だから、細かい事は学習指導要領には書かないわけです。それはかかって、学校が組み立てる教育課程の範疇なんですね。ですから、社会通念上当然だとか、立つのが職務だとか、こういう見解は全くいただけないですね。もう少し議論の噛み合う答弁をしていただけないかなというふうに思います。

それから、私は道教委の指導に沿ったものだというふうに申し上げたことに対して、市教委が判断をして進めているという事で、それは、教育委員会が判断をされたことだというふうに思います。だけれども、不起立が空知1校となったということが、これは12月の答弁にもありましたね、重く受け止めるというお話が。

これは前に申し上げてますけれども、プレス空知に載ったんですね、プレス空知だけです。あの時も申し上げましたけれども、道議会で委員会だったのでしょうか、開かれて質疑が行われて、そのことが翌日報道されてる訳ですね。ところが北海道新聞も取り上げて書いてある、全く管内1校だとかという話は道新の記事には出てこないわけですね、そうすると、その2つの新聞の記事を比べると全く違う。私はプレス空知に尋ねました。これはどういうことなんですかと、どういう形のニュースソースなんですとか。そしたらプレスの

岩見沢の責任者は配信記事ですというふうに言ったんですよ。私にはそれ以上調べようがないですから、そうですかと。それは引き下がりました。でも後で考えたらそんなことを配信する、配信するというのは例えば共同通信から記事を受けると、一般の新聞社は。そういうものが配信記事ですね。そうすると、不起立は管内1校で、この学校だということは、そんなことが配信されるわけがないんですね。その後プレスに行って私は問いただしていませんけれども、そうするとこういう具体的な内容を道教委事務局から聞き出して、プレスに提供して書かせたということだろうというふうに想像します。そういうことを非常に重く受け止めるということについて、市教委が判断されることは、市教委の判断ですから私がどうこういう問題ではないかもしれません。

しかし、考えてみますと、5、6年前までは不起立の学校がかなりあったんですね。だから、美唄でも2006年だったでしょうか。イス無し入学式というのが行われました。これは大きく新聞でも取り上げられましたね。それが今、だんだん不起立の学校が減ってきて、現状のような状況になってきている。重く受け止めているということは、そこまで減ってきたのに、まだ美唄に1校あるというのは美唄としては恥ずかしいとか、やるべきことがやられてないとか、そういうことなんでしょうか。私は逆に筋道を通したものの考え方をする先生がまだいるんだなどと、これはプレス空知でよく知らせていただきましたということを書いてもいいかなというぐらいの気持ちですね。

子ども達がそれぞれの考え方を持って育てていくというのが学校という場だとすれば、学校行事の中でいろんな姿がそこにある、それはお互い認め合っていくという考え方は極めて大事だと思うんですね。それがそういうことがあってはならないというふうにする教育委員会の今回の判断というものが、私は適切だというふうには思いません。

さっきも申し上げましたけれども、児童生徒について教師が処分をもってしてもという、そういう行政の姿勢に屈してしまったとしたら、それはもうあなた達はあなた達の考えでやっていいですよという指導を教師はしなくなりますね。自分が折れていて子どもだけには、あなた方の考えでやっていいよという指導はできないですよ、それは人間として。そうすると、言われているような指導を子ども達にすることになりますね。そこでは当然子ども達の考え方を押さえつけるという指導がそこになければならないわけです。そういう学校になるという事を教育委員会は求めるんでしょうか。そんなはずはないと思うんですね。地方教育委員会として、保護者や地域住民の声を率直に受け止めたいと、それはわかります。ただ、声を大きくして、何で教師が立たないんだということを言う方がいると思いますよ。ただでも学校に何も言わない市民がみんなそう思ってるわけじゃないでしょう。それはいろんな気持ちがあるわけですよ。先生立たないのは困ったもんだなと思っている人もいるかもしれない。よく立たないでくれたというふうに思っている市民もいるかもしれないわけですね。うちの子どもは絶対立たせたくない、それにはやっぱり先生が範

を示してもらわなければならないというふうに願っている市民もいるかもしれない。それはさまざまな考え方が地域にはあるわけです。その子その子の、あるいはその子どもの保護者の育った地域、歴史、そういうものがそれぞれの考え方をつくっていくということになるわけで、だからさまざまな考え方、それから環境で育ってきた人達と同じ学校で学ぶわけですから、それはお互いに関心ある考え方を認め合っていくという立場を当然とらえるんじゃないでしょうか。

ですから、私は教育委員会の立場、ちょっとさっきと重なりますね、道教委の激しい変化ですね。激しく変化したこの1年の道教委の動きに合わせるのではなく、やはり美唄市教育委員会として、あるべきは何なのかという事をよくよく見極めていただくと。そして、慎重の上にも慎重に判断をして事を進める。それと私は先生方の良識というものをもっと信じていただいてもいいのではないかという思いですね。一人ひとり事前に調べるなんてこと、そういう個人情報保護条例違反になるようなことをやらないで、もっとやり方があるというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。あわせてお願いをしたいというふうに思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 米田議員の質問にお答えします。

住基ネットの利用についてであります。本市では、市税を滞納している方が市外に転出し、さらに転居・転出を繰り返した場合、これまで住所等を確認するため、住民票の公用請求を転出先の市町村に順次行う必要があ

りましたが、今回の道から本人確認の情報提供を受ける等、その事務手続を省略できることから、事務の効率化と市税の収納率向上を図る上で、この情報提供を受けることを希望しているところでございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えいたします。

初めに、パワーハラスメントについてであります。昨年6月の定例校長会議において、本会議での一般質問、答弁内容を示し指導したところでございますが、その後、各学校からは具体的な報告はなく、また、職員団体からも、昨年12月にパワーハラスメントに係る要求書が提出されるまでは訴えはなかったところであり。この件につきましては、学校現場において実態を把握し、必要な対応を行うよう指導したところでございます。

次に、フッ化物洗口についてであります。北海道歯・口腔の健康づくりガイドラインでは、市町村に期待される役割として、保育所、幼稚園におけるフッ化物洗口について示しており、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例制定後においては、取り組む市町村は増加しているところであります。日弁連が関係大臣に提出した意見書については承知はしておりませんが、教育委員会といたしましては、市民の皆さんが健康で充実した生活を送っていく上で、歯や口腔の健康管理は大変重要なものと考えており、同条例の趣旨を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

なお、実施に当たっては、保護者の理解と同意が前提となりますので、今後、説明会の開催など必要とされる取り組みを行った上で、

安全対策にも十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、冬期休業中の校外研修の実施状況についてであります。夏季休業中と比較して冬期休業中の校外研修の実施については、年末年始の休日などの影響もあり、実施率が低くなる傾向があります。ただ、前年度と比較した場合においては、本年度の実施率は37.3%に対し、前年度の実施率は26.3%となっており、増加しているところであります。

次に、北海道弁護士会連合会の意見書についてであります。意見書が対象としている調査や制度につきましては、市教委としてもその取り扱いの意見や法令等に照らし合わせた質問などを道教委に対し行ってきたところであります。道教委はこれらの意見等も踏まえた上で、自ら責任と権限において実施することとしたものと考えており、それらが憲法に反するか否かについては、司法の場において議論されるべきものと考えているところであります。

次に、卒業式・入学式での国旗・国歌についてであります。起立の確認につきましては、国旗・国歌の指導はすべての学校において学習指導要領に基づき、児童生徒に適切に指導されるべきものであり、児童生徒を直接指導する教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであり、職務と考えているところであります。

次に、市教委の指導についてであります。市教委としては、これまでも学校現場において学校長が中心となり、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導した結果、年々改善が図られてきたところであります。こうした

中、昨年4月の入学式における教職員の不起立が、管内では1校となったことについては重く受け止めており、そのことによって学校が取り組んでいる教育活動全体を評価されてしまうことが危惧されると考えているところであります。

こうしたことから、学校の責任者として校長は職務命令を発することができるよう、教育委員会教育委員全員の総意として議決したところであります。

次に、児童生徒への指導についてであります。公教育には全国的に一律の教育水準を確保し、平等に教育を受ける機会を国民に保障することが求められており、学校での教育指導のすべては法的拘束性を有する学習指導要領を基準として行われるものであります。卒・入学式における国旗・国歌の指導については、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとするものではなく、教育上の配慮のもと適切に指導を行うべきものと考えております。

次に、地方教育委員会の役割についてであります。入学式や卒業式は、児童生徒はもとより、教職員、保護者、地域の皆さんにとっても大きな節目として思い出残るものであり、その目的や意義を踏まえて実施することが重要と考えております。

このことから、当該学校の全教職員を初め、子ども達、保護者に与える影響を考えたとき、早急に解決すべき課題と受け止め、美唄市教育委員会として、5人の委員の総意として議決し通知したものでございます。

議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 住基番号の利用につい

てはわかりました。

パワハラの問題ですね。各学校から具体的な報告がなくということで、職員団体からは12月に要求書が出されたと。私は6月の質問の時に、当然ですけど、この場で学校名を挙げて聞いてはおりません。申し上げてません。当然ですね。ただ、事前に教育委員会でやりとりをした際には、学校名も伝えてあります。ただ結果として、学校から申し出が無いということで、何も無いというふうに判断をしたというのは、随分甘い考え方ではないかということです。暴言を浴びせられる教職員の気持ちを少しはお考えになったことがあるでしょうか。12月に組合から要求書が出たということは、我慢に我慢を重ねてきて、限界に達したんで要求書を出したということだと思いますよ。だからこの学校長については、資格について大きな疑問を持たざるを得ないですね。学校の中でそういうことが行われていることを承知しながら、何らその解決のための手だてをとっていないということですね。自らの管理責任を問われることから逃れるために、口をつぐんでいたとしか思えませんね。教育委員会並びに該当の校長は関係者に謝罪すべきだというふうに思いますけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

フッ化物洗口の件ですが、条例ができて取り組む市町村が増加しているということ、それは条例ができて推進しようということで、推進計画やガイドラインやらというのができてくるわけですから当然のことだと思います。日弁連の意見書について言えば、内容量が膨大だということもあって、全部を教育委員会が承知してないというのはわかりますよ。ポ

イントになる部分は、私は質問に当たって委員会に差し上げているわけですよ。ですから、それを全く知らないというふうにお答えになるというのはいままでのようではないかなというふうに思います。やはり内容を検討されるということではないでしょうか。改めて先ほど聞きました条例制定の際に、議決の際に附帯意見がついたということの部分については、お答えがありませんでしたが、全然なかったのでしょうか。

最初に申し上げましたが、保育所の子どもも関わっているんです。この問題は。保健福祉部とともに日弁連の意見書全体を十分に検討されて、そこで客観的な判断をしても遅れるということはないと思うんですね。例えば実施が4月のものが5月にずれたからといって、一気に虫歯が増えるわけでもないわけですよ。検討に値するものがあるとするれば、それは十分検討されるべきだと思います。

重ねて申し上げますが、子ども達の健康のための施策を行おうとするのであれば、心配の声が上がっている部分がある。それから、実施に当たるのは現場の幼稚園教諭であり、保育士さん達ですね。毎日のように薬物の調合をし、子ども達が間違いなくきちっと吐き出してくれるかどうか、そういうことに細かい神経を毎日使わなければならないという状況に置かれるわけでしょう。現場の職員の声も聞くべきだと思いますよ。そういうことの手続きをきちんと踏んで、なおかつ保護者からはやってくれという声があって、初めてそれじゃあ実施しようかということになるんじゃないでしょうか。安全の面で念を入れてだめだということは決してないと思います。改め

てご答弁をいただきたい。

校外研修の件は分かりました。ただ、心配することは、2月ですか、美唄でも2つの学校に会計検査院の監査が入ったということですね。かつて聞いたことのない出来事です。そこでは出勤簿とか年休簿とか、これを詳細に調べていかれたということですね。これは、有名な義家さんが国会で質問をされて、それによって会計検査院が動いたということのようですね。これの狙いは、勤務時間中の組合活動などが本当の狙いだというふうに思うんですけれども。これは当然長期休業中の教職員の研修についても恐らくはチェックをするということになっていくんじゃないかという気がします。先取りして心配するのはどうかと思うんですが、そうするとますます校長が許可するという形になるわけですから、今後、今年の夏休みに向けて、果たして校外研修が本来の法律の趣旨に沿って実施されるかどうかというのは、私は非常に危惧があります。その点はしっかり筋道を通した取り組みをやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、弁護士連合会の意見書ですね。これは、今のご答弁ですね、市教委としては、道教委に対して意見も質問もしましたと、道教委はそれらを受けた上で、自らの責任と権限で実施したものだということですね。憲法に違反するかどうかは、司法の場において議論がなされるべきだというふうにおっしゃられたんですね。行政の明らかな誤りとか、やりすぎだとか、そういうものについて教職員が法廷に持ち込んで争うと、これは私は簡単なことでないと思うんです。一般国民が意図

的な行政からの弾圧、それを裁判で戦うと、これは教育長がもし自分がやられる立場だとしてどうお考えになるか、考えてみていただきたいと思いますよ。今学校で働いている人達が、そういう裁判闘争やっている時間的余裕なんてほとんどないんですよ、実際問題。憲法を守るというのは、さっきも言いましたけども、国家あるいは行政機関、公務員ですね、これが守らなきゃならないんですよ。一般国民は別に憲法守らなくてもいいんですよ。だから憲法が守られた国の運営が、あるいは地方自治体の運営がなされるかどうかというのがポイントなので、だから、文句あったら裁判に訴えなさいというふうにちょっと聞こえましたから、それはちょっと考え方は違うのではないかなというふうに思いますね。美唄市教育委員会が期待される働きを私はしてほしいというふうに思うわけです。市民の期待に応える本来の任務ですね、果たしていただきたい。憲法にきちっと立脚したものであってほしいという事を申し上げたいですね。

それから卒業式・入学式の問題は、これまでも長く私も取り上げてきました。議場の皆さんも、何であいつは同じことを何回も言うんだというふうにお思いになってるかもしれませんが。なるだけ同じことにならないように努力はしてるんですけども、ポイントを絞った話になるとどうしてもそういうことになりかねないと言いますか、そういう部分もあります。ちょっとご容赦をいただいてもう一遍、このことについてはちょっと申し上げたいと思いますけども、社会通念上当然とか、職務として立つというのは、改めて言いますが、納得できません。小中学校の卒業式という行

事で、君が代で起立するという事は、国旗・国歌法にも書いてないです。憲法で保障された思想・良心の自由を全く認めない、こんなことが許されるわけがないんですね。一人の人間の内心に踏み込んで、力づくでお前の心の中を外へ出せという、教師であるがゆえに自分の心も守ることが許されない、そんな乱暴なことが学校という児童生徒が育つ場で行われていいんでしょうか。Aは立つ、Bは立たない、Cは、Dは、こういう教師全員の内心を一覧表にして市教委に出すと、そういうふうに校長に指示する、こんな権限は市教委には無いですよ。美唄市個人情報保護条例を無視してるんですか。この条例との関係をどう考えてるかぜひ教えてください。

それから管内1校の問題ですね。管内1校になったと、厳しい評価をされる、それは正しい評価ではなくて、一方的な厳しい評価になるおそれがある。そういう心配をされてるようです。でも、さっきも言いましたけれども、正しい評価をしている人達もいるんですね。

ごく最近のことですが、2月のおしまいになって話を聞きましたけれども、東小学校に東栄小のPTAからお手紙が来たんですね。それは、交流学习というのをずっとやってきたんですね、統合になりますから。東栄の子ども達が東小にやってきて東小の子どもたちと交流すると、そのことに対する礼状だそうです。私が聞いたのは、その中で初めは心配をしたと、親として。だけでも1回、2回と回を重ねるたびに子ども達が大変喜んで、友達何人できたよと、次が楽しみだと、そういう言葉が子どもの口から出るようになった。

最後に、東小の教職員の皆さんがいかに子どもを大切に指導されているか、そういうことがよくわかりましたと。4月から来ますからどうぞ宜しくお願いしますという、そういうお礼状だったそうです。東小の先生方も大変うれしかったというお話なんですね。

ですから、さっきも言いましたけども、やはり保護者は子どもを通して学校を評価するわけですね。ですから、何も立たない教師がいるからといって、その学校がダメだというふうに皆が思ってる訳では決してないという事を改めて私は申し上げたいですね。やはり信念を持つとか、物の考え方を自分の物を持つとか、それから子ども達の前だから立たないとかというふうに考える教師もいると思うんですよ。自分が今立ってしまったら、立つものだということ子どもに教えること、自分の身をもって教えることになる、それはできない。そういう考えの教師もいるわけでしょう。憲法に立脚した日本という国であってほしいというふうに願った場合に、そういう教師がいて、それはむしろ誇るべき教師だと私は思います。

学校での教育指導の全ては法的拘束性を有する学習指導要領を基準として行われる、この考え方は誤りです。さっきも言いましたね。教育課程の編成権というものがどこにあるかということを考えてください。やはり教育内容や方法への行政権力による介入が過度になって、教員の自主的・創造的な教育活動を阻害しないように、必要で合理的な大綱的基準であるべきなんですね。そういう範囲で教育委員会の指導というものはあるべきです。

それから、児童生徒の内心に立ち入らない。

立ち入って強制しようとするものではないというふうにおっしゃいますが、教師を強制すれば、さっきも言いましたが、児童生徒を強制することになりますよ。市教委の考える基準を守らせて、どういう教育上の配慮のもとで適切に指導が出来るんですか。立つ自由も立たない自由もありますよ、歌う自由も歌わない自由もある。それを考えるのは君たちですというふうに教育委員会が教えるんですか。社会通念を押しつけるんじゃないですか。内心には立ち入りませんというきれいごとを言うのはやめた方がいいですよ。内心を強制しますと、はっきりやろうとしていることを言った方がいいですよ。そういう事実を明らかにしたらどうですか。

卒業式や入学式が大切なものだ、皆はそれを思っていますよ。それならそれぞれの学校で児童生徒や教職員・保護者らが考えた内容で行うということ認めるべきです。美唄はこの地域でも早かったですね、式場に旗3枚揃えて飾れという、3旗を強制するという、式場に3旗を強制した市教委が大切な卒業式で心配しているなんて到底思えないですよ。教職員の起立が解決すべき問題だというふうに考えるのは私は誤りだと思います。教育委員会本来の役割に立ち返るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、パワーハラスメントについてありますが、昨年6月の定例会における一般質問を受け、各校長には定例校長会議において、その質問内容と答弁内容を示し指導したとこ

ろでございます。その後、各学校から具体的な報告はなく、また、教職員団体からも昨年の12月下旬に要求書が提出されるまでは訴えはなかったところであります。

私といたしましては、こうしたパワーハラスメントのようなことは、第1義的には学校現場で解決すべき問題であると考えており、校長には学校現場において実態を把握し、必要な対応を行うよう指示したところであります。

次に、フッ化物洗口についてであります、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に関する附帯意見については把握していないところでございますが、保護者への十分な説明と理解を得て進めることが何よりも大切だと考えております。

このため、現在、来年度就園する園児の保護者を対象に、フッ化物洗口の認識や導入の意向等に関するアンケート調査を行っており、この後、説明会の開催など、必要とされる取り組みを行った上で、保護者の同意を得ながら、安全対策にも十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道弁護士会連合会の意見書についてであります、先ほども申しましたが、この意見書が対象として調査や制度については、市教育委員会としてもその考え方を道教委に対して示してきたところであり、それらも踏まえて道教委の責任と権限において実施したものと考えております。

次に、国歌・国旗についてであります、国歌斉唱時における起立の確認につきまして、教職員の理解が図られるよう、粘り強く指導する取り組みの一環として職務として遂

行できるかを学校長が確認するものであり、起立の確認は教職員個々人の思想・信条などを問うものではありません。

次に、市教委の指導についてであります。国歌斉唱時の職員の不起立が管内では1校となったことについては、先ほど議員のご発言にもございましたが、一生懸命やられてる教職員の方への影響も含め、非常に重く受け止めており、教育委員会会議において、委員全員の総意として議決し通知をしたものでございます。

次に、児童生徒への指導についてですが、国旗・国歌への指導については、児童生徒の内心まで立ち入って強制しようとするものではなく、教育上の配慮のもと、適切に指導を行うべきものと考えております。

次に、地方教育委員会の役割についてですが、教育基本法の趣旨にのっとり、地域の実情に応じた教育行政を展開していくことが重要であり、また、入学式や卒業式における国旗・国歌につきましても、その目的や意義を踏まえて実施することが重要であるとと考えております。

議長内馬場克康君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 お許しいただきましてありがとうございました。

3回でやめたかったんですが、パウハラの問題ですね。これは、学校内で解決すべき問題だというのは全くそのとおりです。そういう現象が起きたときに、直ちにやっぱり学校

長が把握をしてしかるべき指導するということになさなければならない。それをずっと年をまたいで、一昨年からあったということですから、それは何ら学校の中で解決をしないという事なんですよね。ですから、学校で解決されているような問題を私はこの場で申し上げるわけがないわけですし、どうにもならないという状況だから申し上げたんですよ。やはり、きっちり把握すべきはするということが必要だと思います。

フッ化物洗口の問題ですが、議長これですね、先ほどから申し上げていますからご理解いただけたらと思うんですけども、少なくとも教育委員会と保健福祉部と両方がやろうとする訳ですね、新年度から。それについて私は今教育委員会にしか聞いてませんから、少なくとも両方がこの日弁連の意見書というものをよく検討して、自分達のやろうとしていることに全く問題がない、むしろ市民の利益につながるという判断が改めてできるということであれば、そのことをはっきりさせて私は実施に移れば良いと思うんですよ。提案しているんだから何でもやりますと、何言われてもやるといったらやるんですというふうに私は今受け止めた。そういう、一拍そこで置くということがあることは、何も市政の停滞になることでも何でも無いと思うんです。その辺は柔軟な物の考え方というのがほしいと思うんですけども、ただ、私が質問として申し上げた範囲では、そういうお答えがないですから、できればそのことを議会として考えてもらえればというふうに思いました。

弁護士会の意見書については、今答弁を変更してくれとか何とかと言うつもりはありま

せんが、ぜひ内容を熟読玩味していただきたい。というふうに思います。十分にこれから教育行政を進めていくに当たっても、参考になる内容は随分多いと私は思いますよ。ですから、内容を十分把握していただきたいと、そしてその上で判断すべきはされるということで結構です。この項目についてはこれ以上答弁は求めません。繰り返しになりますので、その点はよろしいです。

( 議事進行発言あり )

議長内馬場克康君 13番 紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員 米田議員の発言は4回でして、今回答えたらこれで終わり、ということでございます。私は議事整理と今後の予算審査特別委員会との関わりもございまして、議長において適切な議事整理をお願いをしたいという意味で発言をさせていただきたいと思います。

申し上げたい点は、フッ化物洗口に関するやりとりでございます。

今、米田議員の発言、そして教育長の答弁聞いておりました、米田議員は一生懸命このフッ素化物の洗口が行政として正しいことなのかどうなのか、課題がないのかどうなのかと、一生懸命文献等を調べ、それから日弁連の提言なども含めて質していたわけでございます。1回、2回、3回と4回に及んだわけですが、一貫して答弁は変わっていないと。是非の議論を、ここで善し悪しの議論を求めているわけではなくて、確認をしてないという1つは、北海道の条例でできたときの附帯意見を確認されましたかということに対して、承知してないというお話でした。

それから、日弁連の提言書、このことにつ

いてもこの是非に関してのコメントはされていないわけでありまして。そしてこれが予定どおり予算がクリアしていくということになりますと、予算期間も日程が限定されておりますから、後の行事があるから日程どおりやらなきゃならないということは申し上げますよ。しかし日程が限定されて、その中でしっかり審査しなきゃならないときに、将来を担う子ども達の健康が大丈夫なんだろうかとということに関して、明確に答えてらっしゃらない、北海道が決めたということ。それから、十分な理解やアンケート調査といったが、それに関して、疑義を持つ側の情報もきちっと提示をして、賢明な判断をいただくというのが調査ですよ、アンケートですよ、理解をいただくということですよ。そういう考え方があるのかどうなのかですね。予算審査にも大きく影響することですから、この際、その考え方について教育長の答弁を求めるように議事整理をお願いをして、4回目の質問に対する教育長の答弁というふうに仕切っていただきたい。このことを議事整理していただきたいということを、議事進行という形で議長をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長内馬場克康君 ただいま、米田議員から議長に対しての発言がございました。改めて紫藤議員から議事進行発言がございました。

議事整理のため、午後1時まで休憩いたします。

---

正午 12時00分 休憩

午後 1時05分 開議

---

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの紫藤議員からの議事進行発言につきましては、議長として教育長に対し、米田議員の質問趣旨を十分理解の上、答弁するようお願いし整理いたしました。

米田議員の4回目に対する教育長の答弁から入ります。

教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えをいたします。

初めに、パワーハラスメントについてであります。私としても学校長を中心に、良好な職場環境を整えることが最も重要なことと考えておりますので、改善に向け、改めて学校長に対し指導してまいりたいと考えております。

次に、フッ化物洗口についてであります。先ほど議員からさまざまなご意見があったことを踏まえ、今後、保健福祉部とも十分連携しながら、保護者に対し必要な情報を提供し、ご意見をいただくなどして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

7番 長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員（登壇） 平成23年第1回定例会に当たり、私は大綱4点について、市長職務代理者及び教育長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてあります。

その1点目は、本市農業の振興策についてあります。市長は市政執行方針の中で、農

業振興については、環境に配慮した安全で安心な農産物づくりを進めるため、米などの基幹作物の振興のほか、生産基盤整備等の促進、経営体質強化や安定化などに取り組みます。また、農業振興地域の安全等を計画的に推進するため、農業振興地域整備計画を見直して行くことを表明していますが、その具体的な施策、内容はどのようなものなのかお聞きいたします。

その2点目は、国営農地再編整備事業の見通しについてであります。この問題は昨日の同僚議員からも質問がありましたが、そのほかのことも関連がありますので、できるだけ重複を避けながらお聞きしたいと思います。新聞報道によれば、平成23年度着工の見通しであった国営農地再編整備事業が見送られていましたが、この整備事業を国が地区を3つに分割するという方針を地元を示しているということですが、この事業計画と事業の採択の見通しについてお聞きいたします。

その3点目は、新規参入者及び後継者育成への支援策についてであります。本市の基幹産業である農業を、その基盤を安定させ発展させるためには、安定した農業従事者を確保することが極めて重要だと思いますが、本市での新規参入者及び後継者への具体的な支援策についてお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についてあります。

その1点目は、高齢者1人世帯の実態についてであります。私は南美唄に住んでおりますので、さまざまな市民の市政に対する要望や意見は南美唄に居住する人たちからのものが多いわけですが、今、南美唄の人たちの中

で生活上の不安の1つが一人世帯の人たちのことでもあります。南米唄では2、3年前には一人暮らしの男性が火災のため亡くなりました。また、先月の初めにも、一人暮らしの男性が火災で亡くなり、3週間ほど前にはやはり一人暮らしの86歳の女性が自宅で亡くなりました。そのことが翌日になって発見されるということがありました。市内においても、一人暮らしの世帯での事故や、亡くなっても周りの人が気づかないということがまま起きていることが知られることがあります。そこでお聞きいたしますが、本市においての高齢者の世帯数の割合と1人世帯の数と割合はどのようになっているのか。また、一人世帯は増えていると思いますが、5年前と比べてどのようになっているのかお聞きいたします。

さらにまた、高齢者の一人世帯の生活実態について、どのように把握されているのかお聞きいたします。

その2点目は、地域包括ケアシステムの体制についてであります。市政執行方針で市長は、高齢者福祉については介護予防に取り組むとともに、支援や介護が必要な状態になっても地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括システムの体制づくりを進めると述べていますが、その地域包括ケアシステムの具体的な取り組みの内容はどのようなものなのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、国民健康保険についてであります。

その1点目は、平成22年度の決算見込みについてであります。今定例会で国民健康保

険会計で1億5,900万円の補正予算が組まれています。平成22年度の国保会計の決算がどのようになるのか、その見通しについてお聞きいたします。

その2点目は、支払い準備基金についてであります。平成23年度国保会計の予算案の中には、支払準備基金を1億9,000万円取り崩し、歳入に繰り入れることが提案されていますが、支払準備基金の過去5年間の推移と今後の見通しについてお聞きいたします。

3点目は、国保税未納の実態についてであります。国保税の滞納などによって資格証が発行され、医療機関への受診が遅れて死亡する例が全国的にも大きく増えています。全日本民主医療機関連合会に加盟している1,767の医療機関で扱っただけでも、昨年1年間で71人の人が死亡しています。この数字は1,767の医療機関だけで、この数字です。全国的にはこの数十倍に上ると考えられます。こうした悲惨な事態は何としても避けなければならないと思いますが、本市においては、国保税の未納の世帯数と、短期証及び資格証の直近の発行世帯数がどのようになっているのかお聞きいたします。

また、対象になっている世帯の実態と短期証、資格証の取り扱いの状況についてもお聞きいたします。

4点目は、国保税計算方式全国一本化についてであります。今、政府は、国民健康保険税の計算方式を低所得者に負担が重くなる方式に全国的に一本化にするため、地方税法や国保法施行令を改定する方針を固め、2013年度からの実施を目指しています。市町村ごとに運営される国保税の所得割の計算には、

主に住民税方式と旧ただし書き方式があります。政府は今回、旧ただし書き方式に統一しようとしています。これが実施された場合、本市ではどのような影響があるのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、教育問題についてであります。

その1点目は、専修大学北海道短期大学の状況についてであります。現在、短期大学では平成23年度からの生徒募集を停止し、現在の在学生在が卒業すれば閉校になる方向で進んでいますが、過日の新聞報道によれば、文部科学省に提出した短期大学の生徒募集停止の寺本学長の報告書については、学長が提出したのではなく、専修短大が専修大学を内部告発している文書を文部科学省に送付しているとのことであり、もしこれが事実なら、生徒募集停止が無効ということになりますが、こうした経過について短大側から市に対しての説明があったのかどうか、お聞きいたします。

また、専修大学とのその後の経過についてもお聞きいたします。

2点目は、尚栄高校の入学状況についてであります。この4月に美唄高校と美唄工業高校が統合され、新しい総合学科を取り入れた美唄尚栄高校が発足することとなり、過日、その入学試験も行われていますが、入学状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

また、過去5年間の美唄高校と美唄工業高校の入学者及び美唄市内の中学卒業者が市内の高校へどのぐらいの割合で進学しているのかお聞きいたします。

3点目は、幼保一元化及びこども園についてであります。現在、国では子育て支援の施策として、幼保一元化に向けた保育所の待機児童の解消を中心とする法案の整備を進めています。しかし、これは幼保一元化を柱に、これまでの保育を根本から改め、自治体の保育実施責任をなくして保育を親の自己責任とするものです。幼稚園と保育所を一体化したこども園の入所は現在の市町村に申し込む仕組みを変え、保護者が自分で探して契約する直接契約となります。利用料も収入に応じたものから利用時間に応じた応益負担となります。独自の教育内容や体操、音楽の課外活動の追加料金を認め、入学金や受験料の検討もされています。これは親の収入にかかわらずどの子どもも平等に保育が受けられ、父母が安心して働くという保育の根本を揺るがすものになります。障がいのある親子、低所得家庭が排除され、負担が大きいことから利用をあきらめ、子どもが放置される事態も懸念されます。このような法案は子育て支援にならないばかりでなく、子育てを大きく阻害するものであります。この法案を成立させないよう、国に対し働きかける必要があると思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

また、教育行政執行方針によれば、南美唄地域に幼稚園と保育所の機能をあわせ持つこども園の設置に向けた検討を進めるとありますが、その内容をお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。  
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）  
長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、本市農業の振

興策についてであります。平成23年度は第6期総合計画びばい未来交響プランのスタートの年であり、都市像で掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指して、食と農にかかわる施策を進めてまいります。特に、農業振興については、消費者から信頼される産地の形成を目指して、米などの基幹作物の振興や生産基盤整備等の促進などを通じて、農業経営の体質強化と安定化に取り組むほか、都市と農村交流や食育活動などを通じて、消費者と生産者との結びつきを強める取り組みを推進してまいります。

具体的には、農業経営の体質強化や安定を図るため、国の経営体育成交付金を活用して、共同利用施設の機械等整備の支援や、輪作体系の確立を目指して、小麦・大豆に続く第3の作物の試験栽培の実施、農作物の鳥獣被害防止対策のほか、生産性の高いほ場の整備を進めるため、道営農業・農村整備事業や農地・水・環境保全向上対策事業などを推進してまいります。また、農業振興地域の保全と農業投資等の農業振興に関する施策を計画的に推進するために本市の農業振興地域整備計画を総合的に見直すこととしております。また、消費者と生産者との結びつきを強めるために、国の地域おこし協力隊事業を活用した農村と都市の交流活動やグリーン・ツーリズム研究会が行っている修学旅行生の農業体験の受入れの支援、食育にかかわる関係団体等で設立した美唄食育ネットワークとの連携を含めた食育推進計画の推進、食のフリーマーケットや子ども達の食育関連事業の食にこだわった体験プログラムなどに取り組み、こうした取り組みや美唄市の魅力といったものをポータ

ルサイトPIPAを通じて、市内外へ情報発信してまいりたいと考えております。

次に、国営農地再編整備事業の見通しについてであります。昨年末に札幌開発建設部から市及び促進期成会役員等に対し、事業費の圧縮と現美唄地区を3地区に分割する事業計画案が提示されました。事業計画案の概要は、耕作道路などの工法を変更し、総事業費520億円を480億円に減額するほか、美唄茶志内地区が受益面積1,377ヘクタール、概算事業費200億円、上美唄地区が受益面積833ヘクタール、概算事業費145億円、西美唄地区が受益面積790ヘクタール、概算事業費135億円とする3地区に分割するもので、促進期成会はこの事業計画案で了承しているところでございます。また、事業着手は、美唄茶志内地区が平成24年度から、残る2地区は平成26年度及び平成27年度からを目指しており、市といたしましては、すべての地区が平成24年度以降、順次採択されるよう農協や土地改良区、事業促進期成会と連携して国への要望活動等を進めてきたところであり、今後とも、採択へ向け最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、新規参入者及び後継者等への支援策についてであります。本市農業が持続的に発展するには、担い手の確保や育成対策が重要な課題であると考えております。このため、新規参入者に対しては就農前に栽培技術等を習得してもらうため、農家研修を行い、普及センターと連携を図りながら指導しているほか、就農後は北海道農業開発公社の各種事業を活用して支援を行っているところでござい

ます。

また、農業後継者に対しては生産技術や経営能力を高めるため、農業大学校や民間研修施設等で研修する場合には、北海道開発公社の就農研修資金や美唄市農業振興基金を活用した支援を行っているところでございます。

次に、福祉行政について、高齢者の単身世帯についてであります。世帯の中に65歳の方がいらっしゃる、いわゆる高齢者世帯は平成22年10月1日現在で総世帯数1万2,958世帯に対し6,831世帯で、その割合は全世帯の52.7%となっております。また、高齢者世帯のうち単身世帯は2,708世帯で、その割合は39.6%となっております。5年前の平成17年では総世帯数1万3,574世帯に対し、高齢者世帯は6,561世帯で、その割合は48.3%となっております。また、高齢者の単身世帯は2,190世帯で高齢者世帯の33.4%となっており、この5年間で総世帯数は616世帯の減、高齢者世帯数は270世帯の増、単身世帯数は510世帯の増となっているところでございます。

高齢者の単身世帯の生活実態につきまして、地域包括支援センターにおいて介護サービスや福祉サービスの提供状況、各種相談での聞き取り、民生委員を初め、地域の皆さんからの情報を基に把握に努めているところでございます。

次に、地域包括ケアシステムについてであります。地域包括ケアシステムは、地域住民に対し医療サービスや介護サービス、生活支援サービスなどを、関係者が連携協力して地域住民のニーズに応じて一体的体系的に提

供する仕組みでございます。市では平成18年度に地域包括支援センターを開設し、高齢者支援のワンストップ窓口として専門職を配置し、対応してきているところでございます。特に、要介護状態になってもできる限り自立した生活が送れるよう、保険・医療・福祉の関係機関がお互いに連携を図りながら高齢者の支援に努めるとともに、要介護状態にならないための介護予防や地域のネットワークづくりにも取り組んでいるところでございます。

今後は支援が必要な高齢者に対し、公的サービス以外のサービスも含めて包括的・継続的に切れ目なくサービスが提供できるよう、支援のネットワークの輪を広げていかなければならないと考えているところでございます。

次に、国民健康保険について、平成22年度国保会計の決算見込みについてであります。歳出で申し上げますと、医療費の状況につきましては、診療報酬の改定や入院件数及び費用の増により給付費が増加していることから、今議会において補正予算を提案させていただいているところでございます。一方、歳入につきましては、給付費増に対応する国や道の支出金を初め、特別調整交付金、療養給付費等交付金などの増加を見込んでおりますものの、22年度当初見込んだ基金を取り崩し、国保会計全体で37億8,054万5,000円と見込み、収支均衡を図ることとしている状況であります。

次に、国民健康保険支払準備基金についてであります。基金残高の5カ年の推移について申し上げますと、平成17年度は積立額6,322万円で、年度末残高は6億3,720万6,000円、平成18年度は積立額

770万9,000円で、年度末残高は6億4,491万5,000円、平成19年度は積立額264万7,000円、繰出額1億1,496万6,000円で、年度末残高は5億3,259万6,000円、平成20年度は積立額338万3,000円、繰出額は8,500万1,000円で、年度末残高は4億5,097万8,000円、平成21年度は積立額375万6,000円で、年度末残高は4億5,473万4,000円、平成22年度は積立額118万6,000円、繰出額2億6,300万円で、年度末残高は約1億9,200万円と見込んでいるところでございます。

今後につきましては、平成23年度中に1億9,000万円を取り崩す予定であることから、基金残高はほぼ底をつく見込みでございます。

次に、国保税未納の実態についてですが、国保税の滞納世帯は平成22年8月末において986世帯であります。そのうち現在の短期証発行世帯は325世帯、資格証発行世帯は108世帯となっております。

次に、生活状況の実態ですが、長引く景気の低迷等による収入の減少等で滞納となってしまう世帯が多いと認識しているところでございます。短期証を発行するに当たりましては、きめ細やかな納税相談を基本に早期完納に向けた分割納付などで対応しているところでございます。また、資格証につきましては、納付約束を交わしたにも関わらず、理由もなしに履行しない、あるいは納付する意識が欠如してる世帯につき発行しているところでございます。

次に、国保税計算方式全国一本化についてであります。現在、国において国民健康保険税の所得割額の算定方式を総所得金額等から33万円基礎控除する、いわゆる旧ただし書き方式に一本化する改正が検討されております。本市におきましては、既に旧ただし書き方式を採用していることから、影響はないものと考えております。

次に、教育問題について、専修大学北海道短期大学の状況についてであります。これまで、市から学校法人に対しまして、今後の課題を協議する場を設けてほしいと要請を行ってまいりましたが、本年1月14日に、市と学校法人とで意見交換会を設置いたしました。意見交換会の構成は市からは副市長以下3名、学校法人からは常務理事以下4名となっております。意見交換会の中では、今後の会議の進め方などを協議したほか、市から短大閉校後も学校法人として施設を活用していただくようお願いをいたしているところでございます。意見交換会につきましては、年度内をめどに第2回の会議を今後開催することとしております。また、新聞報道があった件につきましては、現在までに市に報告はいただいておりますので、詳細につきましては把握していないところでございます。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 長谷川議員の御質問にお答えします。

初めに、美唄尚栄高校についてですが、3月1日に発表された美唄尚栄高校の出願状況を見ますと、募集人員200人に対し、推薦を含め141名の出願があり、倍率は0.705です。

7となっております。

次に、美唄高校と美唄工業高校の過去5年間の入学状況について申し上げますと、美唄高校は平成18年度165人、平成19年度137人、平成20年度127人、平成21年度104人、平成22年度118人となっており、美唄工業高校は平成18年度76人、平成19年度62人、平成20年度68人、平成21年度90人、平成22年度57人となっております。また、市内中卒者が市内の高校へ進学している割合は、平成18年度が125人で50%、19年度は108人で40%、20年度が105人で42%、21年度が105人で45%、22年度が112人で49%となっております。

次に、こども園などについてであります。政府は当初、幼稚園と保育所を統合する幼保一体化について、こども園に一本化する予定であった幼稚園はそのまま残すこと、保育所制度も維持するが、2歳未満の乳児施設だけとすること、現在設置されてる認定こども園はこども園に移行すること、私学助成、保育所運営費などは幼保一体給付に一本化し、市町村を通じて各施設に給付されることという基本方針案を示しましたが、関係者の意見調整にまだ時間を要するとの理由から、当初、本年3月としていた法案の閣議決定、国会提出の時期を6月に先送りする方針を固めたと承知しております。この法案が真に子どもや子育て家庭への支援につながるものであることを強く期待しており、今後も法案の動向や内容の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども園設置に向けた取り組みにつ

いてであります。就学前人口の減少が見込まれる保育所においても入所時の減少が予測される南美唄地域への設置について検討を進めることとしております。具体的には、先進地の実態を把握するとともに、幼稚園、保育所の職員、保護者、庁内の関係職員等で構成する検討委員会を設置し検討を進め、地域にも情報提供しながら、平成23年度内に取りまとめることとしております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員 この場から何点かについて、再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、農業行政についてでありますけれども、ただいまの御答弁でね、農業の発展に向けた平成23年度の市の施策内容はわかったわけですが、問題は、それらの施策が果たしてそのとおり進むのかどうかという事が非常に懸念されるわけでありまして。昨日も同僚議員からも質問もありましたけれども、いわゆる、最大の問題として、今大きな問題になっているのが、いわゆるTPPの問題です。これが仮に米などの重要品目の関税撤廃の例外措置が認められないということで締結された場合には、昨年12月の定例市議会での答弁では市の農業産出額は50億3,000万円減少するということがご答弁があったわけですが、しかし、50億3,000万円というのは農産物の出荷価格での数字であって、これに関連する産業の分は入っていないわけです。その分も入れるとかなり大きな額というか、長沼なんかでは、約91億円なんというお話を聞いてますけれども。美唄もやっ

ぱりそれに匹敵するぐらいの大きな影響を受けるのではないかという具合に予想されるわけです。そうすると、この市政方針の中で言われてる新規参入者の問題、あるいは後継者の育成の問題、さまざまな農業施策の問題が、全くむだになってしまうということが考えられるわけです。また、これから進められようとしている国営農地再編事業計画も、農地は改善されたけれどもつくるものがない、その農地につくるものがないということになるわけです。そうすると、結果として残るのは多額な負担だけという事になるのではないかという具合に思うわけです。先ほど答弁のあった平成23年度の、いわゆる市政方針で並べられている農業施策そのものが、根底から覆るという具合に考えるわけです。そうした事から国に対してTPPに参加するべきではないと、そうした要望を強く国に対して求めていく。そうしたことが必要だと思いますけれども、このことに対しての市の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、国営農地再編事業の見通しについてでありますけれども、先程かなり詳細なご答弁があったわけですが、お聞きしたいのは、この事業費の負担区分といいますか、負担割合がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

次に、福祉行政の問題ですけれども、高齢者一人世帯の実態ですね。先程申し上げましたけれども、地域の中で生活していく上での不安の1つとして、いわゆる一人暮らしの問題がある訳です。南美唄だけでなく、美唄全体においてもそうした一人暮らしの方が、いつ具合悪くなって、そのまま亡くなってしま

うということが、まま起きているわけですが、そのことを気がつかないで、何日もたってから発見されるということが起きてる訳ですけども、一人暮らしの高齢者を支える、そうしたことが非常に重要になってくると思うわけですが、今、美唄の中でも各地域といいますか、そうした高齢者を支えるためのボランティア活動が行われているところもあるわけですね。例えば、あるグループといいますか、そういうところでは、貯筋体操だとか、それから、南美唄の私たちの町内会では、食事会だとかそういう事で一人暮らしのお年寄り、あるいは引きこもりの人たちを何とかしてやはり外に出てきてもらって、地域の人たちと交流を深める、あるいは元気に生活してもらう、そうした活動をやられているわけですが、こうしたボランティア活動、非常に大事ですけども、同時にそうしたことを、さらに発展させるためには、どういうことが必要なかということだと思っております。私は1つには、そうしたさまざまな活動をしているグループ、そういう人たちとのお互いの経験交流といいますか、交流会など、そういうことも必要でないか、そうするためにはやはり市の方で音頭をとって、こうした交流会、お互いの経験を交流しあうということも必要でないかという具合に思います。また、市では、こうしたさまざまな活動をどのように連携していくのかお聞きしたいと思うわけです。また同時に、そうしたボランティア活動をしている人たちに対する財政的な支援というものを考えられないのかどうなのかということでもあります。そうした財政支援があれば、ボランティア活動も、もっともっとやっ

ぱり活発になると思うわけです。私達の町内会では、そうしたボランティア活動に対して、1年間で2万円、非常にささやかな財政の支出なわけですが、町内会会計そのものが非常に窮屈な中でのぎりぎりの支出なんですけども、そこに参加している人たちからすれば、もっと財政的な余裕があれば、活動をもっともっと大きく広げていくことができる。そうした意見もあるわけです。そのことはほかの地域で活動している人たちもやはり同じような意見を持っているのではないかと思うわけですが、そうした活動をしているサークルといいますか、団体、団体というほどでもないんですけども、そうしたサークルというか、グループといいますか、そういうところに財政的な支援をぜひ考えていただきたい。このように思うわけです。

次に、国民健康保険の問題です。支払準備基金ですね、これが、以前には約6億円ほどあったと記憶しているわけですが、ただ今の答弁では平成23年度でほぼゼロになるということがご答弁されたわけですが、なぜそうなったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

それから、国保税の未納の実態についてですね。先程、短期証の交付されている件数、あるいは資格証の交付されている件数などが報告されました。平成23年1月1日現在は、短期証の発行件数が325世帯だということですね。それから、資格証の発行件数が108世帯ということですが、これは、20年、21年に比べて見るとどうなのかということで見ると、短期証が平成20年で393件、21年が334件、資格証が平成20年

が143件、21年が136件という事で、徐々に減ってはきているんですね。この減ってきているというのが、これは、これまで私が本会議や、あるいは予算委員会、決算委員会などたびたび申し上げて来ましたが、美唄の場合、滞納世帯数に対する資格証の発行件数の割合が非常に高い。近隣の空知の中での市町村に比べてでも飛び抜けて割合が高いわけですね。そうしたことは、今まで私は何度か指摘してまいりました。そして、こうした短期証を発行する場合には、やはり、その世帯の生活実態を十分考慮しなければならないということも申し上げてきたわけですが、そうしたことでの取り組みの中で資格証の件数が減ったのか、あるいは滞納している人たちが保険税を納めるようになって、それで資格証が減ったのか、よくわからないところもあるんですけども。

ここに私のところにひとつの資料があります。各市町村国民健康保険担当課長様、文書を発行したところが北海道保健福祉部健康安全局参事という事で、国保の関係ですね。中身はこういう中身ですが、「国民健康保険被保険者証等の交付に際しての留意点について」ということで道からの通知なわけですが、

「国民健康保険の被保険者証短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付に当たっては、これまでも各種通知等により適切な事務処理をお願いしてきたところですが、改めて被保険者証等の交付に際しての留意点を示しますので、引き続き適切な事務処理を努めてください。」というわけです。文書は長いので省略しますが、被保険者資格証明書の交付世帯にかかわる留意点という事で、2点拳

げられています。その1つは、高校生以下の子どもに対する短期証の交付、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯に属する高校生以下の子どもに対しては、有効期限を6ヶ月とする短期証を交付することとなるので、交付漏れのないよう、適切かつ迅速に対応すること。(2)緊急的な対応としての短期証の交付、資格証明書の交付を受けている世帯主が保険者の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一次払いが困難である旨の申し出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付をすることができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられ、緊急的な対応として保険者の判断により当該世帯に対する被保険者に対して短期証を交付することができることとされていることから、適切に対応するとともに、被保険者等への周知に努めること。これが道から各市町村の国民健康保険の担当宛に出された文章なわけです。こうした道からの文書が、美唄ではその文書に基づいてどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

それから、1回目の質問の中でも申し上げましたけども、今全国的にいわゆる保険証がないということで、病院にかかれなくて死亡する、そうしたケースが増えているわけですけども、こうしたことをなくするために、そうした資格証の発行をやめるべきでないかという具合に思うわけです。よく言われますけども、病気の早期発見、早期治療ということがやはり大事だと思うわけですね。短期証が交付されていても、そうした人たちであっても、やはり病気の早期発見、早期治療という

のは、病気を治すうえでの大きな原則だと思うわけです。そして、そのことが市民の方々の医療費を低く抑えるということにもなるし、また同時に、国民健康保険会計の側から見ても給付費が少なくて済むということにもなるわけです。こうした処置をやはりとる必要があるんでないかという具合に思うわけです。

次に、国保税の計算方式の全国一本化についてでありますけども、美唄では旧ただし書き方式で行っているということで影響ないということでありますけども、この計算方式が全国一本化ということになると、このこと自体が今後の国民健康保険税を大幅に値上げする、そうした土台づくりになっていくという具合に考えるわけです。私はこうした方式を一本化するというをやめるように、国に対して要望すべきでないかという具合に思いますけども、市長職務代理者のお考えをお聞きしたいと思います。

次に教育の問題ですけども、1点目は、尚栄高校の問題ですね。先程、御答弁いただきました。美唄高校と美唄工業高校の過去5年間の入学状況について、細かく報告していただいたわけですけども、2つの学校の入学者、合計するとどういう具合になるかと言いますと、平成18年度は241人になります。美唄高校が165人、工業高校が76人ということで241人になるわけですね。こういう具合にずっと計算してみますと、平成22年度では175人になるわけです。2つの学校合わせてね。5年間で66人の生徒が少なくなっているということになるわけです。そうすると、1年間で13人ずつコンスタントに減っているわけじゃないんですけど、1年間で約

13人ずつ減ってることになるわけです。しかし、今度新しく発足した美唄尚栄高校の入学願書提出が141人ということで、過日、入学試験が行われたわけですが、その試験を受けた人たちが全員が受かったとしても141人なわけですね。去年までは2つの高校合わせると175人ということですから、約34人一気に減ることになるわけです。今までずっと毎年約13人ずつ減ってきたのが、今年の場合は34人一気に減るという事になるわけですね。非常に大きな問題でないかという具合に思うわけです。私は、これまでの一般質問の中で高校の統合問題についてたびたび質問してまいりました。その中で、いわゆる総合学科という問題についても私は果たしてそういう科目での、高校が生徒に受け入れられるのだろうか、あるいは保護者に受け入れられるのだろうか、そうした疑念を強く持っていたわけですが、やはりこの数字から見れば、中学卒業者、あるいは父母からそうした総合学科という問題についての理解が、必ずしも十分でなかったんじゃないかという具合に思うわけです。私は何人かの高校の教師、あるいはそうした地域の父母からの意見と言いますか、聞いたことがありますけども、あんまり総合学科というものに対して評価が高くないわけですね。私が聞いているのは、かなり狭い範囲と言いますか、数少ないあれですから、ほかの人たちがどういう具合に考えてるかちょっとわかりませんが、美唄の今年の状況を見れば、やはりそうしたことが十分考えられるんじゃないかという具合に思うわけです。

しかし、今、新しい学校が発足したばかり

で、どうも総合学科というのはよく理解されてないから、元に戻すというわけにもいかないという具合に思うわけです。今後、この学校への入学希望者を増やしていく、地域の学校として今後とも発展させていくということでは、どのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。  
市長職務代理者副市長板東知文君 長谷川議員の質問にお答えします。

農業行政について、初めに、TPPについてであります。私たちの生活にとって毎日欠かすことができない食、生きるうえでの基本的な食、この命を育む大切な食をめぐる大きな問題がこのTPPであるというふうに考えてございます。本市農業は、日本の食糧供給基地の中核として小麦、米等を中心に土地利用型農業を展開し、主要農家を主体に良質な農産物の安定供給を進め、国内の食料自給率の向上に寄与していると考えております。また、食品加工や流通産業などと密接に結び、本市経済、社会を支える地域の基幹産業としての重要な役割を果たしていると考えております。仮にTPPに本国が参加した場合、米など主要品目の関税撤廃の例外措置が認められなかった場合には、本市農業産出額の約7割に相当する50億3,000万円が減少すると試算しております。また、このほかに影響額は推計しておりませんが、関連するものとして、肥料などの農業資材や農業機械及び燃料等を販売する卸小売業を初め農業基盤整備や農業施設の工事に従事する建設業などの関連産業のほかに商店、飲食店、サービス業などにも波及し、本市経済や雇用に大きな影響

が及ぼすものと懸念されているところでございます。

このため、市といたしましては北海道市長会を通じ、道や農業協同組合中央会などで構成する北海道農業・農村確立会議とともに道民の合意がないまま関税撤廃を原則とするTPPへの参加を決して行なわないことなど3項目について、国などへ要請してるところであり、引き続き、北海道市長会を通じて要請していくほか、農協を初め関係団体と連携を図りながら、必要な対応に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、国営土地再編整備事業にかかわる事業費の負担区分等についてであります。事業費の負担区分につきましては、国が75%、道が18%、地元が7%となっております。この地元負担のうち、市が4%を負担する考えでございます。また、受益戸数につきましては、美唄茶志内地区が187戸、上美唄地区が78個、西美唄地区が82戸となっており、1ヘクタール当たりの平均農家負担額は48万円となっております。

次に、一人暮らしの高齢者を支えるための地域との連携についてであります。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域の人々との交流や、町内会を初め、関係団体への声かけや見守りを通じて、できるだけ早期に問題、課題を発見し、必要な支援を行うことが必要だと考えてございます。

市としましては、福祉のまちづくり条例の理念に基づき、市民と行政が相互に連携をとりながら、ボランティア活動支援や、ひとり暮らしの高齢者等に対し必要な支援を行うな

ど、ともに支え合う地域づくりを、市民とともに推進してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険支払準備基金の残高についてでございますが、医療費が増高する中で、給付費の支払いや交付金等の精算にかかわる支出が増加し、事業の収支均衡を図るために基金繰入が必要となったものでございます。このため、23年度は基金残高がほぼ底をつく見込みであることから、今後、税率改正に向け準備してまいりたいと考えております。

次に、国保の資格証発行世帯の受診についてでございますが、被保険者が緊急に医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する一次払いが困難な場合には、届け出により短期証を交付し、病院の受診をしていただくこととしているところでございます。

次に、保険税の算定方式についてであります。国民健康保険税の所得割額の算定方式は、旧ただし書き方式によって算定することを原則とされており、新しい高齢者医療制度における高齢者分の所得割算定方式に旧ただし書き方式が採用される見通しであります。

いずれにいたしましても、今後この問題に関しては、国民的レベルで議論され判断されるべきものと考えております。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 長谷川議員の質問にお答えします。

美唄尚栄高校についてであります。平成23年度の入学選抜試験出願者は募集人員を下回り厳しい状況となっております。このことは、新設高校に関する情報提供のための時間が不足したことなどから、総合学科の特徴

や学校が見出す方向性について、十分に理解が広まらなかったことが主な要因と考えております。美唄尚栄高校につきましては、美唄高校と美唄工業高校の良さを生かした北海道初の工業系列を含む特色ある総合学科を目指してきたところであり、ぜひとも地域に根ざした魅力ある学校づくりを達成する必要があると考えております。

このため、市といたしましても、美唄尚栄高校が生徒はもとより市民に親しまれ、地域の高校として理解が広がるよう、小中学校や地域との連携充実に向けた支援に、より一層努めてまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 7番 長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員 国民健康保険の問題について1点だけお聞きしたいと思います。

先ほどの再質問に対するご答弁の中で、基金が底をついてきているという事、国保税率の改定に向けて検討するという事なわけですね。いわゆる、国保税を値上げするという事なわけです。私は、これまでも国保税が市民生活に大きな生活の圧迫と言いますか、負担がかかっている中で、こうした負担増は負わすべきでないという具合に考えております。私は、昨年の12月の議会の中で、いわゆる、国保会計に対する一般会計からの繰り入れの問題について発言しました。12月議会では、国保税のこの限度額を引き上げると、そうした条例改定があったわけですが、それに対する反対討論の中で、一般会計から繰り入れすべきでないかということをおっしゃったわけですが、一般会計から繰り入れている問題については、これは全道的に見てどうなっているかということ言えば、全道34

市のうち26市が法定外の繰り入れをしているわけです。していないのが美唄市を含めて8つの市が法定外の繰り入れをしていないところなわけですね。この近隣で言いますと、例えば赤平などでは、一人当たりで7万2,059円、これは一般会計から繰り入れている、そういう具合にして市民負担を少しでも少なくする、病院にかかりやすくする、そうした体制をとっているわけです。そのほかにすぐ隣の三笠でもそういった法定外の繰り入れをやっているわけですが、私はそうした繰り入れが必要でないかという具合に思うわけですが、それに対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですが、国保会計の財政、非常に厳しい、4、5年の間に約6億あった準備基金がほとんどゼロになるくらい大変な状況になっているわけですが、どこにその原因があるのかという事ですが、1984年から2006年までの間に市町村国保会計の総収入に対する割合が49.8%から27.1%に、やや半分に減らされているわけです。これが国保会計を危機に陥れている最大の原因だという具合に思うわけですが、私は何としても、国庫支出金を大幅に増やすということを国に対して強く要請すべきだという具合に思うわけですが、そのことに対しての市長職務代理者のお考えをお聞きしたいと思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 長谷川議員の質問にお答えします。

国保会計の法定外繰り入れ等についてでございますが、本市におきましては、医療費が

増加する中、給付に要する費用を賄い、国保事業を安定的に運営するため、国保税率を上げ対応せざるを得ない状況にきているというふうに考えてございます。国保制度の構造的な問題である高齢者や低所得者が多い現状を踏まえ、繰り入れのあり方を含め、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

国民健康保険会計、基本的に国民皆保険と言われている中で、この制度は重要な社会保障の一環としてあるものでございまして、本来、財政負担、税率含めて、全国レベルで同一の基準により、国の責任において実施されるべきものだと考えてございます。今後とも、国庫支出金の増額等につきましては、これまでも北海道市長会を通じ毎年要望してきたところであり、今後におきましても機会あるごとに強く国に要望してまいりたい、このように考えているところでございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

5番、高橋幹夫議員。

5番高橋幹夫議員（登壇）平成23年第1回定例会において、大綱3点について、市長職務代理者並びに教育長にお尋ねいたします。

大綱の1点目は、地域経済についてであります。初めに、第5期総合計画における地域経済の評価について伺います。

平成22年の国の年次経済財政報告によると、日本経済は2009年の春に景気の底を打った後、外需と経済対策に牽引される形で着実に持ち直しをしており、企業収益は改善し、雇用者所得にも底堅さが見られ、今後は自律的回復への移行が期待されますが、同時に景気回復の質が問われることとなります。

需要の創造と成長力の強化を通じて、デフレ、お金回りの悪さ、財政の慢性的な悪化といった重石を取り除くとともに、国民が実感でき、外からのショックに強い経済を実現する事が求められるとされております。美唄市においては、依然として景気の低迷が続き、経済の活性化が図られていない状況であり、回復までには多くの課題が残されていると実感してるところであります。第5期美唄市総合計画の経済関連における指標については、工業出荷額が250億円に増え、商業年間販売額が400億円、観光客の入込数は50万人、立地企業数が10社、職場での働きやすさ指数が59.5%より向上しているという内容で、いずれも達成できたとは考えにくい評価でないかと思われが、総合計画の経済における今までの評価をどのように押さえているのか、ご見解をお伺いいたします。

次に、平成23年度美唄市市政執行方針についてであります。市長の平成23年度市政執行方針では、商工業振興、農商工連携、農業振興などで地域経済について触れられておりますが、今後の市政の推進と協働のまちづくりの観点から次の点についてお伺いいたします。

1点目は、第6期総合計画のスタートの年として経済の活性化を推進するに当たり、ポイントとなる施策や事業について。

2点目は、新事業と雇用の創出の施策の考え方について。

3点目は、今までの課題と反省を踏まえた企業誘致の新たな展開について。

4点目の農商工連携については、先日の同僚議員からの質問もありましたので、視点を

変えて質問させていただきますが、この農商工連携について、執行方針では積極的な取り組みの支援とされておりますが、具体的にどのように推進していくのかお伺いいたします。

次に、地域経済に関する市の条例について伺います。前回の一般質問でも触れましたが、現在、設置されている中小企業振興基本条例や産業振興条例などは、企業誘致や商店街の環境整備に対し、利息や補助金の助成などに特化した内容であり、今後の産業振興計画を推進するに当たっては協働の形とは言えず、必ずしも適当ではないと考えます。そこで、今後の条例の改正について見解をお伺いいたします。

次に、国や道による補助事業の有効活用についてであります。国や道の経済の活性化を推進するための補助事業は実にさまざまで、アイデア1つで、地域にとって有益な事業が展開することができます。このことは国や道の企画立案に基づき、使い道は限定されるものの、財源は確保でき、経済の地域内循環が期待されるものであります。そこで、国や道の情報をとらえるための収集能力を強化し、今まで以上に積極的にかかわっていくことが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、市内の組織体制についてお伺いいたします。経済基盤強化や新分野への経営革新に向けた取り組みなどは、地域関係者との密接な連携が不可欠であり、時は金なりというように、迅速で的確な対応が求められます。そこで、市内横断的な組織体系の強化や、専門員の配置、産業や観光などを初め、すべての市民サービスの向上のための総合案内や電話交換士の設置、情報発信のための連携強化

など、市民の多様なニーズに対応できるような組織体制が求められると考えるが、見解をお伺いいたします。

次に、ハローワークの撤退による影響についてお伺いいたします。美唄市では、昨年ハローワークの撤退を受け、美唄ふるさとハローワーク、ジョブガイド美唄が開設されました。雇用保険の関係や求人受理などは、一部の業務については岩見沢で手続をしなくてはなりません。求人者による同様のサービスが受けられることになっていると理解しております。そこで、統合によって利用者の状況がどのように変化してきたのか、問題や課題はないのか、現状をお伺いいたします。

大綱2点目は、福祉行政の健康増進対策についてお伺いいたします。

現在、美唄市では多くの町内会や老人クラブなどで高齢者などが身近な場所に集い足腰の筋力と柔軟性を向上させ、転倒しにくい体をつくる取り組みとして貯筋体操が行なわれております。参加者の多くは、「足の運びがよくなった。」「体が軽くなった。」「つまずかなくなりました。」などの体の変化や、「やる気が出た。」「仲間と会えて楽しく過ごせるようになった。」「気持ちが明るくなり、前向きになった。」などの心の変化も見られ、体力面、精神面でも大きな効果があらわれていると聞いております。そこで、今後さらに活動の輪を広げ支援を図っていくためにも、本市における貯筋体操の実施の状況や参加者の状況、課題や問題などが把握されてることがあればお聞かせください。

次に、健康者表彰制度についてですが、貯筋体操へ積極的に参加することが健康の増進

に結びつき、高齢者が生き生きと過ごせるまちづくりの推進につながります。そこで、さらに活発な活動を促すためにも、継続的に参加し、健康増進が顕著な高齢者や率先して活動に参加している方々に対し、美唄市が認定する健康人として、健康表彰をするといった表彰制度を設けるなどの工夫が必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、健康推進施設の拡充についてですが、現在、美唄市では、保健センターにおいて健康、子育て、介護、食生活などに関する相談や大人や子どもの健診、予防接種、健康づくりに関する事業などを行っていると認識しております。少子高齢化やライフスタイルの変化などから、保健福祉に関する市民のニーズも今以上に多様化して、より効果的な運営が必要になってくると考えます。そこで、時代のニーズに合わせた充実したサービスの提供を図るためにも、利用者数の変化の状況やセンターが抱える課題などについてお伺いいたします。

また、留萌市では健康なまちづくりをリードする交流拠点として、健康の駅を設置しております。これは地域住民の健康維持増進を目的とした健康のための活動を行う施設で、集まる人たちが自由に交流できる交流拠点施設であります。具体的な内容としては、人と人とのコミュニケーションで元気になる取り組みや、健康の駅同士で協力連携することを通じて、健康増強の知識や情報を集積し、健康維持増進にかかわる活動を展開していると聞いております。そこで、保健センターの機能の拡充を図り、充実した健康増進を推進するためにも、美唄市も健康の駅の認定を検討して

いくべきだと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、大綱3点目は、教育行政の教育執行方針について、教育長にお伺いいたします。この件に関しては、一部、昨日の同僚議員の一般質問にもありましたので、視点を変えてご質問させていただきます。平成23年度の教育執行方針においては、社会情勢が大きく変化を続けている中において、学校、家庭、地域が一体となって、自ら時代を切り開いていく人間を育成する営みを未来への投資と位置づけ、人づくりを担う教育の役割は重要であるとしております。そこで、未来への投資の具体的な取り組みについて、以下何点かお伺いいたします。

初めに、新学習指導要領の実施に向けた取り組みについてであります。新学習指導要領では、小学校では2年の経過措置を経て、平成23年度から完全実施とし、また、中学校では平成24年度からの完全実施ということであり、この間、教育現場における問題や課題などは整理をされ、解決を図り、円滑に実施をされると聞いているところでございます。

一方、今回の新学習指導要領の実施においては、全国的に授業時間や教科書のページ数の増加といったことから、ゆとり教育から詰め込み教育への転換ではないかという指摘や、実施に向けた教育条件が不十分ではないかななどの意見も出されていると聞いております。そこで、美唄市が完全実施に当たり、従来の指導要領から改善、拡充、強化された点などについてお伺いいたします。

次に、信頼される魅力ある学校づくりにつ

いてであります、魅力ある学校づくりは、学校に対し理解が深まるように、自ら情報を発信することと、評価に基づき改善を図ることが必要とされております。美唄市では学校評価や学校関係者評価を活用され改善に努めることとしておりますが、その評価方法については、拡大的に評価をせず、問題や課題が抽出できるような内容になっていなければなりません。そこで、信頼される魅力ある学校づくりの実現をさせるためにも、現在の評価方法の実態についてお伺いいたします。

また、執行方針においては、これらの評価を活用し改善に努めるとされておりますが、具体的な活用方法をお伺いいたします。

次に、学力向上に向けた対策についてお伺いいたします。平成23年度も引き続き標準学力検査や全国学力・学習状況調査を実施することとなっておりますが、今までの調査結果から明らかになった現状や課題について、教育委員会では検証された結果についてお伺いいたします。

また、その結果に基づいた学力向上のための改善した点や、取り組んできた点、その効果についてもお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。  
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）  
高橋議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、第5期美唄市総合計画における地域経済の評価についてであります、この10年間の道内経済は工業統計において平成11年と平成21年との比較で工業出荷額が約1割、従業者数は約2割

減少しており、商業統計では平成11年と平成19年との比較で、商業年間販売数が約2割減少しております。本市におきましても、事業所の閉鎖、市内商店の閉店や近隣への購買力の流出などにより、全道と同様の落ち込みが見られ、第5期総合計画に掲げた目標値に至っていない現状であります。

しかしながら、このような厳しい道内経済環境の中にあっても、本市においては、第5期総合計画に掲げた基幹産業の農業を中心に商工業、観光が連携することで、多様な交流活動等を推進し、地域内で雇用、人材、原材料、商品、賃金、情報が循環するシステムの構築を目指すことを推し進めてきたところであります。現在、交流拠点施設を核とする多様な交流活動の広がりとともに、雇用の創出や農産品、加工品等の利用販売が増えるなど、農・商・工・観光の連携が広がりつつあり、新しい芽も出てきていると考えておりますので、今後とも、これらが大きく育つよう第6期総合計画の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度市政執行方針についてであります、初めに、経済の活性化に関するポイントといたしまして、商業づくりでは、美唄の農産物を活用した商品開発のための試験研究、販路拡大等の取り組みに対して助成する農商工連携推進助成事業や、にぎわいづくりでは、広域的な観光の展開を目指した地域力広域連携チャレンジ事業、それからパークゴルフ整備事業、環境づくりでは、エコセミナー開催事業など、民間事業者や市民の方々と協働し、まちの活性化を図るための取り組みを推進することとしております。

次に、新規事業と雇用の創出につきましては、基幹産業である農業により産出される農産物の付加価値を高める取り組みを推進することにより、新たな産業が創出され、それに伴う雇用が生まれてくるものと考えております。また、23年度におきましても、道の緊急雇用創出推進事業を活用し、観光産業にかかわる人材育成を目的とした事業などにより、25名の雇用創出を図ることとしております。

次に、企業誘致につきましては、空知団地の所有者である中小企業基盤整備機構と奈井江、美唄市で構成する空知団地企業誘致推進会議による誘致活動のほか、市単独による情報収集や企業訪問等により、これまで製造業関連企業やコールセンターなどの誘致活動を実施してきたところであります。昨年からは北海道が重点分野として位置づけたデータセンター立地に向けて、道や国とも情報交換をしながらデータセンター事業者の情報収集を行うなど、より積極的な企業訪問を目指した活動を行ってきたところでございます。

今後国内のデータセンター事情の動きを的確に把握するとともに、本市の強みである食に関連するものや、環境に優しい雪氷冷熱エネルギーの取り組みなどを積極的にアピールし、誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、農商工連携につきましては、基幹産業である農業から生まれる1次産品に付加価値を付け、地元の特産品として市場性が生まれるよう、農業者と商工業者が一体となって取り組む研究開発からPR、販路開拓までを支援することとしております。

市といたしましては、農商工連携事業を推

進していく上で迅速な対応が図られるよう、支援策を紹介するパンフレットの作成を初め、各産業間における交流会の開催などを行い、これらを通じて生まれるアイデアが、具体的な計画に結びつくよう支援してまいりたいと考えております。

次に、地域経済に対する市の条例についてであります。これまで本市では、産業振興条例や中小企業等振興条例を制定し、産業の振興と雇用の拡大を図ってきたところであります。地域との協働で地域経済の活性化を図るといった基本的な考え方につきましては、現在進めている産業振興計画において、施策ごとに市民、企業や行政の役割を明確にすることとしており、協働の趣旨が十分反映されるよう策定してまいりたいと考えております。

次に、国や道による補助事業の有効活用についてであります。これまでも国や道などの補助制度は、さまざまな分野において有効に活用してきたところでございます。

今後につきましては、第6期総合計画の重点施策である農商工連携を推進するため、これまで以上に、道との人事交流等により国や道などの各種助成制度の情報収集を積極的に行うとともに、その情報が地元事業者へ円滑に提供されるよう、パンフレットの作成や、各産業間における交流会を開催してまいりたいと考えております。

次に、庁内組織体制の強化についてであります。平成23年度から新たな第6期総合計画がスタートします。この計画を着実に推進するためには、多様なニーズに対応できる横断的かつ機能的な組織体制が重要と考えており、必要な組織のあり方について検討して

まいりたいと考えております。

また、産業の新分野への取り組みや、農産物の加工、商品化などに対応できる専門性の高い職員の育成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、ハローワーク美唄出張所の撤退による影響についてであります。昨年4月1日から国と市との連携により、美唄市ふるさとハローワークをコア美唄内に設置し、主に求人情報や職業相談、職業紹介などの業務を通じ、地元における利便性の向上に努めてきたところでございます。利用実態といたしましては、平成22年4月から本年1月までの10カ月間の状況で申し上げますと、新規求職者の受付件数では890件、前年度同期では905件となっており、利用者数が1.7ポイント下回っております。また、職業紹介件数では本年度が1,299件、前年度は1,770人で、20.6ポイント下回っており、さらに就職件数では本年度が314件、前年度は357件で、12ポイント下回っているところでございます。このようなことから、特に、職業紹介件数が大きく減少しておりますが、まちの中心部にあることから、求職者の方は利用はしやすくなったものと考えており、現在、特に大きな問題は伺っていないところでございます。

なお、今後の課題といたしましては、雇用保険関連や求人に関する手続が美唄で行えないということが課題となっているところでございます。

次に、福祉行政について、健康増進対策についてであります。貯筋体操につきましては、本市の急速に進む高齢化の状況に対応す

るため、比較的虚弱な方を対象に市で実証実験を行い、導入しております介護予防支援システムにより、インターネットを利用した「お茶の間運動教室」や、会館等で集合で行う「ぴんとしゃん教室」を3カ月間集中的に実施しているほか、市の体操教室を卒業された方などが参加する貯筋体操自主グループの活動が市内各所で展開されているところでございます。自主グループは現在27グループあり、約540名の方が概ね週1回体操を行っております。地区別では、条丁区域の西南地区に5グループ、西北地区、東北地区、東南地区、南美唄地区にそれぞれ3グループ、峰延地区に2グループ、進徳地区、沼ノ内地区、上美唄地区、西美唄地区、癸巳地区、茶志内地区、中村地区、東明地区にそれぞれ1グループとなっております。活動の中での課題としましては、週1回の体操実施が効果的とされておりますが、地域によっては参加者が少なく、月に1、2回しか実施できないところがあるほか、男性の参加者が少ないことなどが挙げられております。このため、貯筋体操体験会の実施や体操の効果を実感するため、定期的に体力測定を行うなど、参加者が増えるよう取り組んでいるところでございます。

次に、貯筋体操参加者に対する表彰等についてですが、現在、特に表彰等を行っておりませんが、努力の成果といたしまして、体力測定の結果を5段階評価のグラフにして個別にお渡ししているところでございます。今後も継続して体操に取り組んでいただく上での励みになるような方策について検討し、貯筋体操の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健センターにつきましては、利用者の状況を延べ人数で申し上げますと、平成21年度は約1万0,200人で、平成16年度と比較しますと、約1,500人の減となっており、その原因といたしましては、人口減やがん検診受診者の減などが考えられます。

高齢化が急速に進行する本市においては、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、安心して暮らせることは大切なことであり、高齢者の介護予防の充実や認知症予防対策、疾病の早期発見のためのがん検診受診率の向上などが課題であると認識しております。

また、健康の駅につきましては、地域住民の健康増進を目的に、集まる人たちが自由に交流できる交流拠点施設として、全国で10数ヶ所、道内では唯一、留萌健康の駅が認証を受け、事業展開されていると承知しております。

本市におきましては、現在、生活習慣病予防や高齢者の機能低下予防に向けて、既存の福祉施設や体育施設を有効に活用しながら、事業の効率的な推進に努めておりますが、今後、さらに多様化する市民ニーズに対応していくため、本市の実情に合ったサービスのあり方、必要な人に必要となるサービスの提供のあり方について、他の地域の取り組み状況も含め、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 高橋議員の質問にお答えします。

教育行政執行方針についてでございますが、

初めに、新学習指導要領につきましては、確かな学力を確立するため、必要な時間を確保し、基礎的、基本的な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成を進め、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図るなど、引き続き生きる力を育てていくことを目指しております。

主な改正点を申し上げますと、小学校においては、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数が10%程度増加するほか、新たに外国語活動が導入され、中学校においては、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数が10%程度増加するほか、武道が必修とされたところであります。

次に、信頼される魅力ある学校づくりについてであります。各学校において教職員が学校教育全般を評価する自己評価、保護者が学校教育内容を評価する保護者アンケート、児童生徒の学校生活全般に対する考えや意識を把握する生活アンケートなどの学校評価を実施するとともに、学校関係者により、教育活動の観察等や学校評価の伝承などを通じて行う学校関係者評価を実施し、改善に努めているところであります。これらの評価については、その内容や改善の進め方などについて、学校だよりや保護者懇談会を活用し、保護者や地域に周知、説明しているところであります。

また、評価結果の活用につきましては、各学校において、次年度の学校経営計画に反映させるとともに、教育委員会で行う学校職員評価制度による校長、教頭面談や空知教育局が行う学校経営指導訪問時の指導助言にも活用しているところであります。

次に、学力向上対策についてであります。これまで取り組んできた標準学力検査、全国学力学習状況調査の検証については、昨年11月、校長・教頭等で構成する美唄市学力向上プロジェクトチームにより本市の子どもの学力を分析するとともに、現状と課題を明らかにし、学力向上のための施策や取り組みについてまとめ、先般、答申を受けたところであります。教育委員会といたしましては、現在、この答申を踏まえ、豊かな学力育成プランとしてまとめており、今後、各学校と連携を強め、家庭、地域、行政が一体となって子どもたちの学習習慣や家庭学習の定着化に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、確かな学力育成プランにつきましては、学校の序列化や過度な競争にならないよう配慮し、近く公表することとしております。また、各学校で進められてきた学校改善プランの取り組みのうち主なものについて申し上げますと、補充学習の実施や教員の加配によるチームティーチングの実施、朝読書の実施による読書習慣の定着化、書写や外国語活動などへの外部講師の導入、保護者と連携した生活習慣・学習習慣の定着などに取り組んでおり、課題とされる学習項目の改善が進められてきているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

5番高橋幹夫議員 一通りご答弁をいただきました。それで、自席から何点かご質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、第5期の総合計画における地域経済の評価についてなんですけれども、目

標値が定められて、それが、さまざまな理由によって、先ほどもお話がありましたとおり、達成できなかったということだったんですけれども、一方では多様な交流活動と連携による新しい芽吹きが見られるというようなご答弁でしたけども、この目標が達成できなかったということは何か足りなかったんでないかなと、もしくは経済振興の視点が間違ってたんでないとか、そんなような反省があるかと思うんですけれども、そういった反省について、何かあればお聞かせいただきたいということと、それから、新たな芽吹きということで芽が出てきて、それが育っていくということなんでしょうけども、当然その種になるものというものがあると思うんですね。その部分については、例えば後期計画で特に効果があったものに関して、それは種というふうに言えると思うんですけれども、その部分について整理されてるものがあればお伺いをしたいと思います。

それから、市政執行方針なんですけれども、全体を通じて、要所、要所に地域資源という言葉が明記をされております。また、よく最近耳にするというふうに思っております。そこで、地域資源でもいろいろ考え方があるかと思うんですけれども、美唄市が考える地域資源といったものの定義と言いますか、そういったものがあればお伺いをしたいと思います。

やはり、ガイドラインと言いますか、そういった取り決め、ルールみたいなものがしっかりと定まっていないと、なかなか焦点が定まらない。だから、やみくもに地域資源といっても、どこまでが地域資源なのか、この辺

がちょっとわからないと政策にも非常に支障を来たしてくるんでないか、そんなような意味でお伺いをいたしました。

それと、新規雇用の創出の件なんですけど、今回25名の雇用ということで、これは前回も議会でもいろいろとお話をされておりましたが、雇用の創出というのは、本来、継続性のある事業の発掘でないかと思うんですね。人を雇うことだけが雇用の創出ということにはならないというふうに思うんですけども、言わば、その後、その25名が継続して仕事につけるのか、そういったことも非常に不安な思いをされてるふうにも思います。そういった中で、25名の今後の継続性も含めて、どのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、市の条例に関してなんですけども、産業振興計画の実施に当たり、条例等は任意の協力を前提とした行政主導であるというふうに認識をしてるんですけども、その計画が条例との整合性とか関連性とか、そういったものがなくてはならないというふうに考えてるんですけども、先ほども述べましたけども、今の関係する条例は、あまり十分ではない、一部内容が偏っているというふうなふうにやっぱり思いますので、今一度、見解をお伺いをしたいと思います。

それから、教育行政ですが、新学習指導要領の部分なんですけれども、それぞれ科目が増えて、10%程度増えるとか、それから、必修となるものが中学校であるとか、いろんな事で授業料の増加になってきますけども、基本的には週休2日制の中でこの増加というものが、その対応がされるということをご

いますので、効率的な進め方ですとか、教え方ですか、それから、時間割りだとか、そういったものも大きく変わってくると思いますけども、具体的にどんなようなところが変わってくるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、信頼される魅力ある学校づくりなんですけども、これは、学校評価と学校関係者評価の件なんですけども、これは改善に努めているというようなことで、いろいろと行われて対応されてる訳なんですけども、この中からどのような課題が明らかになって、そして、改善に努めてきたのか、そういったものをもう少し詳しくしお聞かせいただきたいと思います。

それと、学力向上対策なんですけども、これは近く公表されるということで、確かな学力育成プランについて、そこで整理されて公表されるということなんですけども、時期的にいつ頃になるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、第5期美唄市総合計画における地域経済の評価についてであります。この10年間の日本経済全体では、一定の景気拡大期があったものの、その経済波及効果は地域的、または業種的に限定的であり、さらに、この間、まちづくり3法の改正や規制緩和による大型店進出など、本市を取り巻く経済環境が大きく変わってきたという状況でございます。また、地域的には、予想を超える少子高齢化や人口減少が進んでいるのも大きな変化だというふうに考えてございます。このた

め、これらの厳しい環境の変化があって、計画の目標値にいたらなかったものと考えているところでございます。

そのような状況の中、交流拠点施設の開設やアルテピアッツァ美唄、宮島沼などの整備を進めたことによって、美唄の地域資源が多くの方に知られるようになり、市外からの観光客の入込数が増加したほか、食の面でも、おぼろづき、ハスカップ、美唄やきとり、とりめし、やきそば、塩そば、米粉製品など、このほかまだまだたくさんありますけれども、美唄ブランドの知名度の向上により外部からの需要が高まるなど、これからの地域資源を生かした取り組みが、厳しい環境の中ではありますが、市内経済の活性化につながるものといふふうに、今後とも考えているところでございます。

次に、地域資源などについてであります。地域資源につきましては、まちづくりを行う上で活用すべき要素となるものと考えております。民間で言えば、経営資源と言いますか、人・物・金・情報と言われておりますが、さらに、まちづくりでは、歴史や伝統文化、それから、さまざまな公共施設を含めた都市基盤、人的ネットワークなど幅広くとらえているところでございます。これまでの美唄の120年の歴史に培われた、美唄に存在するあらゆるものを地域資源と考えているところでございます。

また、緊急雇用創出事業による25名の雇用予定者数につきましては、継続性が課題となっております。観光産業人材育成事業に当たっては、終了後においても1人でも多くの方が継続して雇用されるよう、市としま

してもさまざまな面から働きかけてまいりたい、このように考えております。

次に、地域経済に対する市の条例についてであります。先ほどご答弁申しました産業振興計画は、市内各層、各界の方々に構成する戦略会議において、その内容の検討を行うこととしてございまして、その中で、それぞれの役割を明確にしていくとともに、策定後は、進行管理を行うためのフォローアップ会議といったものを設け、地域資源、生産者、企業、市民など、それぞれの力を連携して具体的な活動を推進してまいりたいと考えているところでもあります。

お尋ねのありました条例の必要性につきましては、計画の策定過程の中において十分検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 高橋議員の質問にお答えします。

教育行政執行方針についてであります。初めに、新学習指導要領の主な改定内容を申し上げますと、週平均の授業時数は小学校では1、2年生で2時間、3年生から6年生で1時間の増加となります。なお、5、6年生の授業時数に外国語活動として1時間さらに加えられますが、総合的な学習の時間の時数が減少したことにより、全体の授業時数に影響はないところであります。また、中学校においても全体的に授業時数が増加しますが、総合的な学習の時間の時数が減少したことや、選択教科の見直しを行ったことにより、学年別ではそれぞれ1時間の増加となります。授業はこれらの改定によって国語を初めとする

各教科等で記録、説明、評論、論述、討論などの言語を使った活動を行い、すべての教科等で言語の力を育むほか、算数・数学、理科の授業時数を増加したことにより、観察、実験や反復学習などにより理数の力を育むとともに小学校外国語活動の導入により、外国語教育の充実を図ることとしております。新学習指導要領は、小学校、中学校とも授業時数は増加しますが、詰め込み教育への転換ではなく、つまずきやすい内容を確実に習得するため、繰り返し学習や観察、実験、レポート作成など、知識、技術を活用する学習に重点を置いた授業を展開し、基礎的な知識、技能の習得を図ることとしているものであります。

次に、信頼される魅力ある学校づくりについてであります。各学校における学校評価及び学校関係者評価の実施による主な改善事項と、その効果について申し上げます。学校評価の手法として、生活アンケートが導入され、児童生徒の実態がより明確に把握できることにより具体的な学級指導の方向性が明らかとなり、教師間の共通認識が図られたところであり、児童生徒の自主的ないじめ防止活動の取り組みにもつながっているところであります。

また、学校への理解を深めるために、自ら情報発信することが課題とされることから、保護者や地域の皆さんに評価結果を周知したほか、学校の状況を積極的に発信するため、学校だよりの地域配布や地域参観日を設けるなどの取り組みを行ったところであります。こうした取り組みによって、学校への関心が高まり、屋外運動場や遊具、遊び場の環境整備への支援につながっており、今後とも学校

が地域コミュニティの中心として機能し活用されていくよう、さらに工夫していくことが必要と考えております。

次に、学力向上に向けた対策についてありますが、美唄市学力向上プロジェクトチームの答申を受け、現在、教育委員会で確かな学力育成プランとしてまとめを行っており、新年度早々には公表してまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 3時15分まで休憩いたします。

---

午後 3 時 0 3 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 開議

---

議長内馬場克康君 休憩前に会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

13番、紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員(登壇) 2011年第1回定例市議会に当たりまして、私は4項目につきまして質問をいたしたいと思っております。

大きな項目の1つ目ですが、農業行政について伺います。

国営農地再編整備事業に関しましては、ちょうど3年ほど前に初めてこの問題について質問をいたしました。桜井市長のご答弁、よ

く記憶にございますけれども、当時の質問の趣旨は、500億と言われておりました多額のこの総事業、これが果たして農業の振興に、持続できる農業の振興につながるんだろうかと。今まで取り組んできました道営のほ場整備事業含めまして、これらの検証というのはどのように行われてるんだろうかと。

また、総額すべてどこかで誰かが払ってくれるものではなくて、非農家の皆さん方もかわると。500億とすれば、7%ですから地元負担、単純に35億と。税等の負担がそのうち4%と、受益者が3%と、だいたいそういうことになるだろうというお話でございました。これらの負担というものが美唄市の財政、今後の財政に耐えられるものなんだろうかと、そんな趣旨もございましてお尋ねをしたわけでございます。

記憶にありますのが、全て薔薇色ですと、安くもなるし、作業もなくなるし、たくさんおいしいものもとれるし、経営も安定するしと、全然心配ないと、こういうお話がされたわけございまして、そういうもんかなと思いつながら、不勉強でございまして、その場は終わったわけではありますが、今回、民主党政権化になりまして、この基盤整備事業を大幅に削減をされたという背景もありまして、美唄含めて予定をされていた地域は大騒ぎでございまして。この時点でも、明確に事業が採択をされるということを確認できる方は、恐らく誰1人としていないんでないだろうかと、う気がするわけでございます。

しかし、昨日から今日にかけて、この問題についても何名かの方が取り上げておられまして、現時点での市としての考え方は、

それなりに把握をしたわけでございますが、重複する部分は御容赦をいただいて、具体的にお尋ねをしたいと思います。3年前と比較をいたしまして、どのようにこの事業が変わったのか。現時点での事業の概要につきまして、既に調査を行われて、さらにまた本年度、継続をされているという状況でございますが、この計画、全体の計画、そして具体的にどういことが行われたか、これは今申し上げました事業の実施に当たっての地元の計画でございます。そしてこれから、どのような見通しを持っておられるのか。今までのご答弁聞きますと、事業の実施は最短で平成24年スタート、そして26、27と、うまく行けばこの3カ年で3地区を終えたと。その後、それぞれ1年置きに1年遅れで12年をかける事業を行って、そしてその後、償還に入ると、こういうお話でございました。これらの事業費をどのように、それぞれ返すものは返すのか、このお金の問題も含めて、今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

それから、受益農家の地区別の参加状況、これも今日の長谷川議員の質問にもあったわけでございますが、それぞれの地区の対象戸数と地区ごとに参加する戸数が何戸あって、そして不参加ですね、不参加の農家の方もおいでだと聞いておりますが、これらの不参加の理由、3年前の理由は、まだその当時は200を超える方が平成19年の調査に回答をお寄せいただけてないという状況でございましたが、全体の調査ということにはならないのかもしれませんが、この時点、かなり精度の高い調査が行われたということでございますが、この不参加の理由ですね。

お年をめしたとか、経済的に大変だとか、それから、後継者が見通せないとか、さまざまあるでしょうから、こういった不参加の理由、大まかで結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

小さな項目の3つ目でございますが、事業費、現時点で480億円ということがご答弁されておりましたが、この地元の負担割合、改めまして、地元の負担割合とこの膨大な多額の財政負担の伴うものでございますが、どのような財源を充当して、これは美唄市の非農家の方を含めて、一般財源、税等で償還をしていくと。過疎債等を適用ということが予定をされているようでございますが、これらの財源の充当見通し、どういうふうに考えておられるのかですね。

それから、小項目の4つ目は、地元の負担同意手続、これも聞きなれない言葉でございますが、地元、美唄市、それから、受益農家の方、参加する農家の方、さあ行こうと、やろうという事で衆議一決して、そういうことを前提にして、そして、我々の常識で行けば契約ということになるかと思います。こういう条件でどうするかという具体的な中身を定めてやるのが、負担の同意だと思っております。議会は議会として債務負担行為の設定というのがなされるわけでございますが、これらの地元としての負担同意手続とそのスケジュール、具体的にどの時期を設定してるのかお教えてください。

それから、小項目の5つ目ですが、事業の効果見通しであります。仄聞すれば、具体的に、例えば、収量がこれだけ増しますとか、それから、農家経営の経営コストがこれだけ

落ちますとか、こういった数値を予測をして、事前評価をしてやる事業じゃないようであります。極めてアバウトで抽象的な事業効果しか出ないというふうにも聞いておりますが、あえて伺います。具体的にどんな効果が予定をされるのか、500億円という過去信じられないような総額が、美唄のこの西の方を中心にして投資をされるわけでございますが、この膨大な税と地元負担、受益者負担を含めて、これの効果測定ができないということは、これは市民にとって不幸なことでございますし、私共がぜひ、いい事業だから理解をしていただきたい。市民の皆さん応援をしていただきたい。こういう上でも、この効果をしっかり事前に測るという事が極めて重要だというふうに思うわけでございますが、その効果と、それから、実際にこれをやる上でどんな課題があるか、これは規模の、これだけの、3,000ヘクタールの事業というのは初めてですが、既に実績があるわけでございます。ほ場整備の実績があるわけでございまして、どんな課題を抑えておられるのかですね。それと農業の姿でございます。3年前にお尋ねしたときは、将来の、将来といいましても、これができ上がる、順調に計画が進みましても平成24年、プラス12年ですから36年ですね。この1地区の完成予定が平成34年ということだそうです。その時点での予測というのは立てられないのかもしれませんが、この3年前では、農業のビジョンを今作成中なので、これらを仕上げて美唄の農業の姿というものを明らかにしたいと、こういうご答弁でございましたので、そろそろでき上がってるんでないかと、こんなふうに思いますか

ら、農業の姿、お示しをいただきたいと思  
います。

それから、これまで取り組んでこられた、  
名称はいろいろありますけれども、土地改良  
事業とか、それからほ場整備事業とか、さま  
ざまな表現はありますけれども、この国営の  
農地再編整備事業に関しまして、関連する事  
業として、具体的に実績が上がってると思  
うわけですが、それらの実績と市とし  
ての評価、美唄市としてどのように評価を  
してるのか、お尋ねをしたいと思います。

大項目の2点目ですが、公契約条  
例についてお伺いをいたします。私は、20  
04年、2006年、特に、建退協のテーマ  
で建設労働者の皆さん方の退職金制度の問題  
でしっかりと行き渡るように、制度が有効に  
活用されるように、下請等の契約であっても、  
民と民との契約であっても、発注責任のある  
行政がしっかりと見届けて、遺漏のないよう  
な体制をつくるべきですという趣旨で、単に  
価格だけではなくて総合評価的な契約のあり  
方についてのお尋ねをしたことがございます。  
今回の公契約条例というものの考え方でござ  
いますが、絞りまして、市が発注します建設  
工事や委託事業、それから、指定管理者制度  
に伴う指定管理事業、これらにかかる業務に  
従事される、働く労働者の皆さん方が適正な  
労働条件を確保する、そのことによって仕事  
の質の確保と社会的な価値の向上を図ると、  
そのために新たなルールをつくる。この必要  
性について、お尋ねをする趣旨でございます。  
その中項目の1つ目ですが、既に、  
千葉県野田市で公契約条例というのは制定  
をされております。市長の強いご意思で制定

をされております。その際、さまざまな法的制  
約も国に対して事前に照会をして、法的な課  
題もクリアをした上で条例の制定ということ  
を聞いております。

あわせて、制定してそれで終わりではなくて、  
不都合があれば直ちに改正も、去年の段階で  
されたというふうに承知をしています。20  
09年の出来事だということでございますが、  
これらの公契約条例に関する認識、どのよ  
うな認識をし、そして評価をされているのか、  
お尋ねをいたします。

中項目の2つ目は、人件費単価、労務単価  
の積算のルールと積算の単価についてござ  
います。現在、建設関連公共事業にかかわる  
分につきましては、国が毎年調査をしていま  
す実態に基づいて、都道府県単位でこの業種  
ごと、言わば職種ごとの賃金が定められてお  
りまして、美唄でいきますと、一般的に道単  
という表現を使って、それをベースにして予  
定価格がはじかれていると、これは労務費で  
すね。これに関わる部分でございますが、そ  
ういうふうに承知をしていますけれども、ど  
ういうルールで積算をされてるのか、改めて  
お尋ねをいたします。これは、単に公共工事  
だけではなくて、先ほど申し上げましたよう  
に、委託事業、それから指定管理者制度、労  
務提供型請負、中心になろうかと思いますが、  
これらに関する労務単価を含めて、どんなル  
ールで行われているのか。

あわせて、具体的にそれぞれの積算単価が  
どのように現時点で見積もられているのか、  
お答えをいただきたいと思

それから、私はこの質問をする際に、美唄  
市の、この今申し上げました公契約条例に対

象になる市民の皆さん方の所得の状況、どのようになっているのか、統計所管課にお尋ねをしましたが、明確に美唄市民1人当たりの所得、給与所得者もありますし、農業所得者もあります。自営業者もある。年金で暮らしている方もいらっしゃる。これらの所得の状況がどうなってるんだろうか、暮らせる一体所得になってるんだろうか、ここの辺の実態を知りたかったわけですが、残念ながら、美唄市の統計上のデータではわかりませんでした。市が発注するこの事業、工事ごと、それから、先ほど言いました委託とか指定管理者、こういうふうにして公費が支出されて、それが具体的に働く人に支給をされて、そして、結果として年収どれくらいになってるんだろうかということを知りたい訳なんですけれども、この賃金の支給実態、これらに該当する皆さん方の賃金の支給実態についてお教えいただきたいと思います。

全体の統計はないと言いましたけれども、発注をするわけですから、それらがどのようになってるかというのは当然後を追いかけると、そういう役割があってしかるべきだという気がいたしますので、この辺の実態についてお示しをいただきたいと思います。

大項目の3点目は、行政執行の基本についてであります。

その中項目の1つ目は、美唄市長の公務の状況についてお伺いをしたいと思います。残念ながら、今議会も桜井道夫市長は体調が優れず欠席であると同時に、市長の職務代理、地方自治法の規定に沿って職務代理を坂東副市長がなされたわけでありまして。昨年の9月の6日に倒れられて期間も相当経過をしてお

りますが、9月を起点にして、この1年以内に2回職務代理を置かざるを得ない状況になっているという、極めて異例、そして深刻な事態になっているわけですが、市長が公務に復帰をされた、12月の30日に一部復帰と、確か職員の、職員と言いますか、美唄市の仕事納めのセレモニーだったと思いますが、そこが公務の一部復帰、市民の皆さんに顔を見せる復帰だったと思いますけれども、それ以降、今日まで公務の状況がどういう状況だったかですね。私どもは身近にいる訳ではありません。1月の13日に市長と私どもとの新年の交歓会がございました。そのときにも直接お会いをいたしましたし、私は個人的に市長と2人で20分程度お話をする機会もあったわけですが、そのときはお元気なようで、きちっとお話をされますし、大丈夫なんだろうかなあという気でありましたけど、身近にいて、具体的な日々起きる課題、そして、政策判断をしなければならぬ厳しい局面、こういった部分に関して、市長が適時、適切、正確な判断をしていたのか。判断能力が伴うお仕事をされていたとは思いますが、この辺の公務の状況どうだったか、つまびらかにしていただければというふうに思うわけですが。

行政執行の基本の中項目の2つ目ですが、美唄市まちづくり基本条例、このことについて本年度の市政執行方針で見直しについて言及をしております。まちづくり基本条例の附則の中に見直し条項がございまして、4年で見直すという項目がありますから、これは、それを受けたものでございますが、私は、このまちづくり基本条例、前市長の井坂

紘一郎さんの時から口を酸っぱくしてこの条例制定について機会あるたびに申し上げて、そして市長が代わられて、桜井市長になられて制定されたものであります。平成19年の9月の議会でございます。私が起案をいたしまして、その際、修正案を出させていただきました。美唄市の憲法を定めるこの極めて重要な条例が、実質的に4年前のこの3月の定例会、特別委員会を設けましたけれども、実質的には1日半、この短期間で憲法を仕上げたという非常に残念な状況でございます。十分に議論をして、そして議会の中で課題をそれぞれ議員が言い合って、収れんをして、必要によっては市民の皆さんのご意見も聞きながら進めるべきということを主張いたしましたが通らず、そこで、やむを得ず出した修正案がございます。今さら昔のこと言ってもしょうがないわけではありますが、私はこの修正案、昨日もじっくり読み直してみましたけれども、自画自賛でございますが、なかなかのもんだというふうに感じました。この見直しに当たりまして、まず、市として見直しの考え方、どういったことを論点の整理をして見直しをするのか、どんなスケジュールで行われようとしているのか、この辺お示しをいただきたいと思えます。

大きな項目の最後でございますが、教育行政についてお伺いをいたします。今日も米田議員からこの教育行政、民主的な教育の実践、それから管理教育というもののよくない状況、さらには憲法の問題、教育基本法の問題、さまざまな視点で熱弁が振るわれたわけでございます。私はあまり教育に関しましては質問をしてこなかったわけでございますが、ちょ

うどこれも昨年の6月の定例会、第2回の定例会、日にちは6月の21日でございますが、教育行政に触れました。学校における国旗・国歌の指導のあり方についてというタイトルでございますが、その中で不適切な指導があったとして調査をした事実があったけれども、不適切な指導の事実はなかったという、不適切指導調査の概要と結果が答弁をされたわけでございます。その際、私は不適切な指導があったという根拠そのものも、言わば仄聞、これも何人かの手を経由してきた話で、事実の確認も裏づけもしないで、単に、言葉悪いですけどね、根拠のない、そういった内容を真に受けて調査をした。このことについての反省、反省が1つ。それからもう1つは、当該、学校当局者、関係者、これに対して大変お騒がせをいたしました、根もないことを申し上げて申し訳ありませんでしたということの謝罪、そして、この調査を強行した道教委に対する抗議、反省と謝罪と抗議を市教委で委員会の会議で協議をして行うべきだと、こういうことお話をしました。それに対しまして、いろいろ言いましたけれども、結論は指摘の件については今後検討したいということでございまして、その検討の結果がどうなったか、非常に、美唄の教育委員会の戦後の歴史上初めての異例の調査、こういう重く受けとめた内容でございますので、済んでよかったんじゃないかと、しっかりとした検討をされて、しかるべき結論を導いたというふうに思いますので教えてください。

最後でございますが、就学援助制度の課題についてお伺いをしたいと思います。昨日、吉岡議員が就学援助制度について触れられて

おりました。私も勉強になる部分がございますして、率直に追加の3項目、これらが新たに国の制度としてできたんだなということも勉強させていただいたわけですが、この就学援助制度は、憲法の26条の義務教育は無償であるという事と、それから教育基本法の精神やら、学校教育法、それから就学援助法、学校給食法、そして学校、これは法律の名称はど忘れいたしました、保健衛生にかかわる安全衛生法、これらに根拠を置きまして、就学援助制度が進められているというふうに承知をしてる訳でございます。現在、就学援助を憲法の規定に基づいて実施をしている部分は、授業料とそれから教科書、これは文字どおり無償でありますけれども、その他の就学に関わる経費に関しましては、実質、保護者の負担ということになっているわけでございます。本来、そのこと自体がおかしいわけでありますけれども、私は、この就学援助制度、小学校、中学校、要保護入れまして、25.9%のいわゆる援助率、認定率というふうに計算をされているというふうに承知をしています。4人に1人以上の方がこの就学援助を受けざるを得ないという、そういった美唄の経済状況でございます、働く人の生活の状況でございます。しかし、美唄は一生懸命やっていたら方だと思っています。ほかの認定率等を比較いたしましても、それから対応にいたしましても、しっかりやっていたら方だというふうに思っておりますが、あえて、実際に就学援助を手がけられて、年間3,700万からの支出が伴うわけですが、これらの課題を、美唄市の教育委員会としてどのように押さえら

れているのか、率直にお答えいただきたいというふうに思います。

以上、大綱4項目について質問をいたしました。この場での質問は以上でございます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。  
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）  
紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、国営農地再編整備事業についてであります、これまでの事業概要といたしましては、平成18年度から平成19年度まで、地域整備方向検討調査が行われ、平成20年度から本年度まで、事業実施に向けた地区調査が行われております。また、平成23年度は引き続き地区調査が行われる予定になっております。

今後は、美唄地区を3地区に分割することなどにより、事業着手は平成24年度以降になります、すべての地区が順次採択されるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、事業計画案の概要は、総事業費480億円で、美唄茶志内地区が受益面積1,377ヘクタール、概算事業費200億円、上美唄地区が受益面積833ヘクタール、概算事業費145億円、西美唄地区が受益面積790ヘクタール、概算事業費135億円となっております。また、事業期間は各地区とも着手から12年間を予定しており、負担金の償還については、事業完了の翌年度から始まることとなります。

次に、受益農家の地区別参加状況につきましては、昨年4月時点の5地区の分類別戸数で申し上げますと、茶志内地区が対象戸数170戸のうち参加戸数は140戸、開発地区が対象戸数92戸のうち参加戸数は65戸、

上美唄地区が対象戸数 98 戸のうち参加戸数は 53 戸、上美唄東地区が対象戸数 29 戸のうち参加戸数は 29 戸、西美唄地区が対象戸数 109 戸のうち参加戸数 60 戸となっており、全体では対象戸数 498 戸のうち参加戸数が 347 戸で、参加率は約 70% となっております。

また、事業に不参加の主な理由としましては、経済的な問題、高齢化、後継者不在などとなっております。

次に、地元負担割合につきましては、事業費の 7% で、そのうち 3% を受益農家が負担し、残りの 4% を美唄市が負担することとして平成 21 年度において決定したところでございます。また、市負担金の償還方法につきましては、過疎債など交付税算入率が高い起債を活用して、一括返済することを考えているところでございます。

次に、地元負担の同意とスケジュールにつきましては、地区ごとに採択された年度の市議会において債務負担行為の議決を得たいと考えております。また、農家負担については、事業着手前年度末に農家から同意書が提出され、負担の意思決定が確認されるものとなっております。

次に、事業効果等につきましては、国営農地再編整備事業等が実施されることにより、ほ場の大区画化や土層改良、用排水路や農道の整備、地下灌漑機能を備えた環境整備が進められ、労働力や施設の維持管理費の節減などによる生産コストの縮減に加え、良食味米の安定生産や収量及び品質の向上、安全・安心な農作物が生産されるなど、さまざまな事業効果が期待されます。このため、本事業は、

第 6 期美唄市総合計画の前期基本計画及び現在策定中の美唄市農業ビジョンで目指す姿としている消費者から信頼される産地の実現につながるなど、本市農業の振興を図る上で必要不可欠な事業であると考えております。

なお、事業推進上の課題といたしましては、国の農業・農村整備事業に対する国の予算の確保の問題や、3 地区が平成 24 年度以降、順次採択されるかなどと考えているところでございます。

次に、ほ場整備事業の実績につきましては、平成 22 年度末時点での整備済み面積は約 2,700 ヘクタールで、整備率は約 30% となっております。

また、本市において道営ほ場整備事業が完了した地区の評価は、道が受益農家を対象に行ったアンケート調査の結果によると、収量の増加、品質の向上、労働力の軽減、作業効率の向上、所得の向上、担い手の確保、農地の利用集積、景観保全、施設の共同維持管理などに効果があったという回答が約 8 割以上を占めるなど、高い評価となっていると認識しているところであります。

次に、公契約条例について、公契約条例の認識と評価についてであります。公契約条例は平成 21 年 12 月に千葉県野田市が全国で初めて制定し、市が発注する建設工事や委託業務などに従事する労働者への賃金については、市が定める最低額以上の賃金とすること及び受注者の責務、条例に違反した場合の是正措置や契約の解除などを規定したところであります。この野田市の取り組みは公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保につながるものと考えているところであ

りますが、一方で、市が定める最低賃金額と最低賃金法との整合性、労働賃金や労働条件、これに違反した場合の指揮監督権、さらに条例において適用される公共事業の範囲や労働賃金を条件とした場合の入札方法など、クリアすべきさまざまな課題があるものと考えております。道内においては、七飯町が条例制定に向け準備を進めているところでもありますが、全国の多くの自治体においては、労働賃金を含む労働条件などの法整備について、全国市長会を通じ、国に要望している状況となっております。

本市といたしましては、これら要望に対する国の対応などを見きわめるとともに、他自治体と情報交換を図り、そのあり方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、労働単価の積算ルールと積算単価についてであります。公共工事につきましては、農林水産省及び国土交通省が毎年実施する公共工事労務調査の結果をもとに決定する都道府県別職種別の公共工事設計労務単価を基準として積算することとしております。また、警備業務など人的経費の割合が大きい委託業務などについては、内閣府及び国土交通省所管の財団法人経済調査会が毎月発行している資料などを参考にし、労務単価を積算しているところであり、本市で契約している警備業務については、国で示す職種のうち軽作業員の労務単価8,900円を積算の基準としているところでございます。

また、指定管理者制度を導入している施設の労務単価については、配置される人員の常勤、非常勤など、雇用形態に応じ、市の囑託

職員や臨時職員の給与基準を積算根拠としているところであります。

次に、下請・派遣を含めた労働者の賃金支給実績についてであります。市が締結する契約においては、相手方に賃金台帳など支払い状況が確認できる書類の提出を求めていることから、労働者への支払い実績については把握していないところでございます。

次に、行政執行の基本について、市長の公務の状況についてであります。昨年末に公務復帰して以来、改善に向け、週1回程度のリハビリ通院をしながら体調の状況を判断しつつ、職務の遂行に努めてきているところでございます。また、職務の遂行に当たりましては、体調の状況を踏まえ、可能な限り庁議や会議、さらには対外的な用務への出席に努めてきたところであります。

いずれにいたしましても、市長の判断及び指示をいただきながら、都合により欠席する場合は、副市長及び関係部長が代理するなど、職務遂行に支障がないよう対応してきたところでございます。

次に、美唄市まちづくり基本条例見直しの考え方についてであります。平成19年9月から施行した美唄市まちづくり基本条例については、まちの憲法として市民の皆さんに周知を図りながら、この条例の理念と原則に基づき、美唄のまちづくりを進めてきたところであります。この条例に基づいた具体的な取り組みとしましては、美唄市パブリック・コメント手続条例、美唄市美しきまちづくり条例、美唄市男女共同参画条例をそれぞれ制定したほか、協働の仕組みづくりとして、各種計画策定時などのパブリック・コメント手

続の実施による意見募集、地域応援チーム制度や美しきまちづくりサポーター制度の導入、まちづくり出前講座の実施などを行ってまいりました。

本年4月からは、この条例の見直し規定に基づき、本市の状況や社会情勢に適合したものがどうかを見直すため、庁内組織を立ち上げ、論点整理を行ってまいります。その際、条例中に議会に関する規定もありますので、議会とご相談しながら進めてまいりたいと考えております。また、専門的な視点からアドバイザーの助言をいただくことも検討しております。

その後、まちづくり出前講座など市民の皆さんと意見交換する場を設けるほか、ご意見をいただく期間を2カ月間から3カ月間程度設け、十分議論を尽くした後、条例の改正が必要となった場合、本年12月には議会にご提案申し上げるよう取り進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、「不適切な指導はなかった」とあの検討結果についてであります。今回の調査は昨年3月9日の道議会での一般質問において、「空知管内の学校で国旗・国歌についての不適切な指導があった。」という質問を受け、空知教育局から市教委に対し、早急に調査するよう通知があったことから、市教委は当該校長に事実確認の調査を行わせたもので、結果として不適切な指導はなかったところであります。教育委員会といたしましては、これまで

にない異例なことであり、時間的余裕がない中で対応したところですが、調査するに至った情報の客観性やその必要性などについて、道教委と市教委とが十分に検証し、協議をして対応する必要があったものと考えているところであります。また、調査に当たっては、学校現場を混乱させないよう、十分な配慮が必要と考えております。このことから、今回の一連の対応についての市教委の考え方を道教委に対して申し入れをしたところであります。

なお、このたびの調査はそういった事実があったのか、なかったのかを確認したものであり、調査に当たっては、学校現場を混乱させないよう十分配慮して行ったところであります。

今回の経緯を踏まえ、私といたしましては、今後一層、地方自治の本旨に沿い、住民により身近な教育行政機関として、主体的に本市の教育行政を推進してまいります。

次に、就学援助制度の課題についてであります。就学援助は経済的な理由から就学に必要な費用負担ができない方に援助することで、子どもが教育を受ける権利を保障する制度で、近年は厳しい経済環境を反映し、受給率は年々増加しております。学校教育法第25条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、「市町村は必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、この制度の趣旨が広く理解され利用に結びつくことが重要と考えております。このため、制度の周知に当たっては、分かり易く丁寧な説明に努めるなど、十分理解が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員 忘れてしまうんで、教育長の方から先にお尋ねします。

不適切な指導はなかったということで、何を検討して具体的にどうしたんだというお話を聞きましたら、道教委にはそれなりに話す機会があったようでありますし、委員会内部でも、私の言ってる事のとおりかどうか別にしても、それなりに検討したということはおわかりますが、これは学校現場に対して混乱は生じさせなかったと、そういう前提で、謝罪的な話は明確にお話しにならなかった。改めて経過を、1つ当該学校、そして教員、今、異動されてなきゃ同じ人いらっしゃるんでしょから説明してあげてください。こういうことでしたよという事をね。あなたが出向いて、それをお願いしたいんです。そのことが1つです。

それから、午前中、米田議員からもありましたけれども、今、道教委おかしいんですよ。これも今年に入ってからですけども、米田先生もおっしゃってましたが、札幌弁護士会連合会ですね、札幌市と、それから北海道の弁護士さんでつくっておられます連合会、弁護士さんの集まりなんですけれども、そこが主催で教育問題にかかわるシンポジウムが行われたわけですけども、北大の姉崎先生がいみじくもおっしゃってましたけれども、昨年の3月から5月にかけて行われたことというのは、やはり異常ですと。ある道議が伝聞に基づく質問をしたと。これ、地元の道議のことを言ってるんでないですよ。あちこちでやってるんですよ。ある道議が伝聞に基づく

質問をしたと。非常に拙速に、ほとんど疑義を挟まずに素早く対応した。美唄の一件は質問する前に質問したと言って動いたんだから、漫画ですよ。素早く対応どころでない。言う前から動いてるということなんです。いかに、いかにですね、水面下で台本作りが行われているかということなんです。これをあらわした出来事なんですけどね。これらは、教育の基本にあります教育の中立性の確保ということに関して逸脱してると、こんなお話をされてまして、私は、そうだ、そうだって言って声を挙げたんですよ。今行われていますね、今行われているでしょう、卒業式に向けたあなたは立つんですか、立たないんですかという調査ね、これも道教委がやれって言うからやってるというお話でしたけど、これらも、言わば内心の自由というもの、憲法上の問題含めて、既に午前中議論があったわけですけども、ちょっとそれに関連しまして1点だけ伺いたいんですけど、個人情報保護条例、美唄にもあるわけですよ。これは、情報公開条例、主に国の情報公開、これを行うに当たって、国の情報を公開するための歯どめとして、国民情報保護条例ができました。美唄市も同様に行政情報の公開、これと併せて、どう個人のプライバシーなり、守らなきゃならない情報を守るのかということで、併せてこの個人情報保護条例ができたわけでございます。その中にあります、個人情報として扱い、また、このことを保護しなきゃならないという部分の中に、午前中から議論ありました、卒業式で、あんた立つのかいと、立たないのはどんな理由なんだということ、やる前から、しばらく前から言うってやつは、この個人情報の

保護条例、ここに抵触しない。抵触しないとすれば、その根拠は何ですかと。すいませんね、不適切な指導はなかったという事で前向きなお話をいただいたんですが、その後、かぶすようで申し訳ないんですが、今後のことを含めて大変心配な、私もそう思ったもんですから、このことについて、最初に教育長にお尋ねをします。

就学援助は、その壇上でも申し上げましたが、吉岡議員が追加項目の3項目のことを申し上げました。美唄は平成23年度に追加見送ったということなんです。クラブ活動と生徒会費とPTA会費ということでしたね。私も、昨日たまたまタイミングよく増え続ける就学援助ということで、道新に就学援助の特集が組まれておりました。これは最後に、総括的に国で定めた制度なのに、市町村に丸投げされ、財政力によって格差が生じており、住む市町村の違いで援助を受けられる人と、受けられない人が出ていると指摘改善を求めていると。これは全国学校事務職員制度研究会の事務局長さんのコメントでございました。美唄の就学援助にかかわるルール、これは、いろいろ資料いただきましたら、就学援助認定事務要領でございます。条例でも規則でもないわけです。要領です、事務要領、事務取扱のルールということなんです。そこに、補助の基準とか範囲とか決められてるんですよ。支給基準としては、毎年度、文部科学省の定める基準により予算の範囲内で教育委員会が定めた額とする、とこうある。文部科学省の定める基準と、こうなってるんですね。この文科省の定める基準という中に、この追加3項目、これは国が見直したと、これは要

保護なのか、保護なのか、ちょっとその辺の事情わかんないんですけど、この文科省が定めた基準ということにはならないでしょうか。

全然話聞いてくれてないんだけど、大丈夫、聞いている。

この文科省で定めた基準ということにならないのか。なぜこういうことを聞くかと言いますと、私は少なくともこの470人余りの児童生徒さん、該当してるわけですよ。いわゆる教育扶助を受けている要保護、そして準ずる準要保護含めまして、それぐらいの児童生徒さんのご家族がこれを受けてるわけですよ。義務教育は無償だということの憲法を受けた、そういったものの制度として、これらがこういった要領という内部の一種のメモですよ。当然、条例でも規則でもありませんから、内規ですよ。担当者が勝手に決めるんじゃないでしょうけども、当然、教育委員会でどうするか、よく言われております生活保護基準の何倍にすると、これもここに書いてますね。基準額の1.1倍以下のものとするということも、ここに定められているわけですね。基準額も文科省の基準ということを書かれているわけですね。まずこれを公告式条例のように、市民の皆さんにしっかりと目に触れるような状況に置くということが1つだと思います。それから、できることなら、できることなら議会が関わるそういったルールの設定というふうにするべきだろう。これはどういふものかと言いますと、条例事項ですよ。これは明日からすれということじゃなくて、ご検討いただきたいと。そういうことであれば、この追加3項目、23年度見直ししなかったということになったかどうかですね。ル

ールが明確であれば議論ができたじゃないですか。2000年に地方分権一括法ができて、機関委任事務が廃止された。そして自治体法務の大切さということが言われました。それ以前は、すべて国が示した準則なり、金太郎あめで仕事をしてたわけです。これ、機関委任事務の絡みですから。しかし、自ら考えて、上乘せ条例をつくったり、横出し条例をつくったりする時代になったと言われて、もう11年になるんですよ。教育委員会の内部のルールに関しましても、それらの最初の気持ちにさかのぼって、たまたまこういう就学援助に関しての要綱ということで、私はいかがかなというふうに思ったわけですが、この辺、1つ見直していただく、検討していただけないでしょうか。ほかの自治体の状況もあるでしょうし、ぜひそのようにお願いをしたいと思うんですけど、ご見解をいただきたいと思うんですよ。

それと、実態把握をしていただきたいと思うんです。実際に、先ほど申し上げました就学援助法なり、学校給食法なり、それから、学校安全法なり、これらの根拠に基づいてやるのは何かというと、要保護の基準ですね。基本はそこにあると思うんです。美唄市の子ども達が就学をするために、どれだけお金がかかっているのかということを実態の把握をしっかりしていただきたいと。そこからスタートするんでないでしょうか。それと併せて、この事務であります、この要綱見ますと、就学援助のお知らせというものもあるんですけども、教育委員会に用紙がありますよと。教育委員会に申請してくださいということになってるんですよ。これは、親御さんからの

いろいろな事情も聞かなきゃならないことがあるのかと思いますけれども、ぜひこれは、それぞれの学校に事務官おいでになりますから、漏らさずいらっしゃると思います。直接、親御さんと対応なさるのは学校だと思います。学校の先生であると思います。果たして、それぞれの学校ごとに対応できないものかどうか、これは雑務の関係、事務の関係いろいろあると思いますけれども、やはり身近なところで申請をすると、このことが大事じゃないかという気がします。親御さんの生活の状況の把握ということも一方でできるでしょうし、そんな意味からしますと、ご相談していただけないでしょうか、押しつけじゃなくて。そして、この要綱をしっかりとかみ砕いたものですね、もう少し、法律の根拠なり、制定過程なり、事務の取り扱いのノウハウをしたためて、そして現場で近いところで事務処理ができる。それらを最終チェックを教育委員会の専門的な目で見ると。そのための事務の勉強会もしなきゃいけないでしょうけども、そんな取り扱いですね、1つ、ご検討いただけないでしょうか。やるとかやらんとかっていう言葉は言わなくていいですから、検討をするかしないか、簡単な答弁ですから、答えてくれますか。それが、教育行政に関する再質問でございます。

農業行政に関して今ほどご答弁がございました。受益農家の参加状況、ご答弁では全体の7割ということございまして、これが、参加率が高いのか低いのかというの、私わかりません。わかりませんが、当初予定をされた地区で3割の方が現在、参加の意思表示をされていないという状況ですね。この

状況の押さえと、それとこれ実態はどうか、私は農家に知り合い少ないもんですから、親戚筋と友達筋少しある程度で、その地区の状況をつぶさにわかりませんけれども、不参加これだけあっても事業がやれるもんなのかどうか、その事と、俺はいやだと、将来考えたらとてもじゃないけどそんな負担できないと、そういう人を無理くり引っ張りこんで、やれたらやれということはないでしょうけども、これはないでしょうけど、ちょっとその辺は、確認させてください。

債務負担行為の対応のことですけれども、ご答弁では債務負担行為の議決事項というんでしょうか、本市の負担率ですから4%ということを書きだけという事で、その前提としては、工事費が変更も予想されるからということ言ってるんですよ。債務負担行為というのは何だかわかりますか。私何度もこの場で言ってるんですけど、変更があるときにやるのが債務負担行為なんですよ。美唄の工事でもあったじゃないですか。8億円が10億円になって18億円になった工事あったんですよ。それから次、この間、北海幹線の問題でも追加ででき上がってから、事業終わってから、後追いで議決を求められたんじゃないですか。あれは、地方自治法の財務書規定なり、地方財政法なり、これらの考え方から大きく逸脱してるものなんですよ。農業予算特に多い、そういうのが。やった後、さあツケ回しだと、こういうことじゃだめなんです。意思決定が必要な場というのは、債務負担行為の要件あるじゃないですか。限度額、期間、相手先でしょう。いかにこれは国営だろうが、道営だろうが、市民の負担があるんです。最

終的に交付税の需要額に算入される過疎事業、しかし、これ将来、私は生きてるかどうかわからんですよ、借金返す頃、先の話ですよ。制度はどうなってるかもわかりませんよ。やはり、事業を膨らますときには、事業が増えるということが納得できるのかどうなのか、それでなくても市長お元気なときに、この基盤整備事業に関して市長おっしゃってましたよ。やはり、国の発注、道発注というのは地元発注より高いと。これは工事費を圧縮するという事も考えなきゃだめだというお話をされてました。私は高いか低いかわかりませんが、債務負担行為の設定の時期と、設定のあり方について、先程の答弁で私は納得できない。これに関しては既にですよ、既に、債務負担行為のあり方について検討するということ、既に桜井市長さん私に言ってんですよ、北海幹線の問題の時に。それ前に戻っちゃった答弁じゃないですか。これはだめですよ。

それと農業の姿ですけどね、須田部長さん僕の顔見てるけども、農業の姿、これつくるの大変なんでしょうね。私全道的な農業のことわからないから、これ、北海道の農業というの毎年出してるのあるんですよ。これわかりやすく北海道の農業解説してるんです。この最新版、2010年版に、このほ場整備なり基盤整備が、冷害、どういう影響があったのか、やっているとどこがどれだけ効果があったのかという調査をしたというのが簡単に出てるんですよ、これに。やらんよりやった方がいいようですね、これ本当に。ただ、水稻は少し水かさ増やせばいいというようなこと書いてますけども、田んぼに関しては水はけい

いと排水がすつと行って、それで被害額が少なかったというような趣旨の話をさらっと書いてます。ど素人ですからわかりませんけどね。これだけいい、いいって皆さんおっしゃるわけですよ。農家の方に会ったら市民連合反対してるんじゃないかなんて言う方いらっしゃいまして、私は反対してませんし、3人ともいいものならどんどんやってほしいと。しかし、理解をした上でやらなきゃだめだと、こういうことを申し上げてるだけだと言うんですが、それがなんか反対してるってことになってるそうなんです、決してそうではない。しかし、農業の将来の姿をどうあるのがつくらなきゃだめですよ。第6期の総合計画に出てきている農業の姿、あれで見て分かったって無理ですよ、6期計画では。そう思いませんか。これいつ頃どんな中身のものが出るのか、そして現在の進捗状況どうなってるのかですね。

その壇上でも申し上げましたけども、多額の財政支出が予定をされているものの事業の意思決定をする際、この事業を行うことによって、これだけの投資効果があります。農業の場合は、多面的な効果というのがある。単にこれだけとれるとか、農家の皆さんの所得がこれだけ上がるとか、作業効率がよくなるかとか、これだけじゃない農業の尊さというのがある。これはぜひ、美唄の農業が持続可能な農業である、その要素として非農家の方もしっかり認識しなきゃならない。この多面的効果というの、非常に尊い職業だと私は思っています。農業産出額は働く人、対象戸数も減ってることもあって、そう伸びませんね。100億のときが、今70億を切るか

というふうになってきて、しまいには産出額も国は統計出さなくなっちゃった。須田部長が試算をして出すというふうになっちゃった。しかし、農業が基幹産業であるということは間違いのない事実でありますから、ぜひ若い人が誇りを持って続けていただきたい農業であるがゆえに、農業の将来ビジョンというのを、ただペーパーでない中身のあるものを私は見たいんですよ。どんな状況になってるか教えてください。

それから、公契約条例でございますが、これは、ご答弁ではまだいろいろ最賃の絡みとか、それから、地方自治法の関連規定で問題がある市の話をしてますけど、これだいたい片づいてるんですよ。これらの、いわゆる他法との関連に関しては、最賃法に関しては、政府に問い合わせまして、これは、国会議員からの質問書なんですけれども、最賃法で以上の最賃を定めることについて問題なしという回答出てますから、調べてください。それから、いろいろ条件付けて、契約というのは変でないのかという部分言ってる人もいますけど、受ける側は拒否する理由あるんですよ。そんな条件付けられるなら契約しないという、こういうのがあるから大丈夫だと。これも政府答弁で明らかになってますから、だから、疑義だということで、法律で疑義があるという話は疑義はないですから、調べてください。

それと、私申し上げてるのは、美唄に安定した雇用をどうつくるのかということですね。これが、本当に厳しい局面で、しかし切実な問題なんです、今美唄の。この若者の雇用をどうつくっていくのか。地道に取り組まなき

ゃならない課題なんです。労務提供型請負ですね。指定管理者、これは美唄市が直営、もしくは部分委託でやってたものを、地方自治法が変わって、2006年、ここから指定管理者制度というのが導入をされた。そして、民間のノウハウと民間の知識と、それから、専門性と機動性もあるわけです。それから、頑張れば自分たちのものになるよという、そういうものもあるわけです。ただ、現実に暮らしていける賃金、保障してないじゃないですか。一つ一つ事例出しませんけど、これは市民全体のご理解いただいて、若い人が実家から通わなくてもいいように、自分で暮らせるような賃金を保障していくということが大事でしょう。その美唄市版最賃法なんですよ、これ。国が決められている基準単価、これらの8割を支給しなきゃだめだということを決めてるのが野田の例なんです。それから、労務提供型の請負に関しては、野田市の市の職員の労務職群の高校の初任給、この基準を割っちゃだめだということを決めてるんです。野田市長さんがね、市民から言われたそうです。あんとこ仕事貰って食ってんだけど、俺食えねえと。そんなはずないということから始まったらしいです。2009年の全国初の公契約条例の制定の取っかかりがそうだったそうです。ぜひ、この公契約条例ですね、できない理由を並べるんじゃなくて、必要だという認識があれば、胸張って説明できるような、そういう検討していただきたい。それと実態がわかんないから、これ単価決めるにしたってできないですから、実態把握してください。時々、月刊ダイヤモンドとか週刊ダイヤモンドとかに都道府県の所得とか、それから自治

体間の行政格差とか、全国のという出たりしますけども、根拠があまり明確でない部分もございまして、美唄の私たち含めて働いている人の賃金の実態、生活の実態というのは、客観的に見えるようなデータを把握しなきゃならない。少なくとも市が発注する公共調達に関連するものに関しては、これは急いで状況を把握をしてください。ご答弁してください。

それから、行政執行の基本に入ります。市長さんの状況ですね、これは、市長さんいらっしゃらないで、市長さんのことを勝手に私言うというのも非常につらいですし、こんな緊急事態になって、残された副市長さん以下、非常に心労的にも業務的にも大変だというふうに思います。一致結束して難局に当たらなきゃならないと、こういう状況だと思うんですけども、昨日私、市政報告に対する質疑で申し上げたことと重複しますけれども、判断能力、的確な政治判断、政策判断、行政判断、重い行政課題に対する判断ができていく状況なんだろうか。

昨日、会合がありまして、私どもが連合で手がけておりましたパートユニオン、非正規等の働く人の組合があるわけですが、たまたま、倫生会美唄病院の皆さん方、これはこの問題が年明け1月に惹起いたしましたが、それ以前からご相談等があったのってきた経過があります。労働相談をやってる関係ございまして、非常に切実な問題を抱えておられたわけですが、さらに、この問題、110人からの方がこの職場を失う可能性が出てきたということで、非常に深刻な事態になってるわけなんですけど、たまたま、これ市長さんが

おいでにならない時にこういった新聞報道とか出てびっくりしたわけですけど、具体的にお尋ねしますけども、今例を申し上げましたこれらに関して、私は副市長さんに申し上げたけども、補正予算のときに、医療に係る事で一人専従者配置してでもこの問題、状況を把握をして、そして、何とか美唄で引き続き病院経営していただくような方策を講じるように努力をすべきでないだろうかというお話をさしてもらった記憶あるんです。ご記憶ですか。当然そのことは市長さんにお伝えをして、適時、的確な指示をいただいていると思うけれど、この間、どのような指示をいただいていた具体的な行動とられましたか。少しく具体的にになりますけれども、その辺の事実経過答えてください。

それから、まちづくり基本条例のことでございますが、これも私は数をしっかり覚えてませんが、前文から始まりまして、美唄の歴史ということの起点は常に開拓の歴史と、こう言ってきてると。しかし、美唄は先住民族が生活をしていて、この地なんです、この大地は。この美唄という歴史を語るときに、そのことを忘れてはならないと。それと憲法であるからには、美唄市の憲法であるからには、憲法の形態を整えなきゃならん。そういう意味での前文のいわば改正を提案をいたしました。それから、住民投票、これは市民投票にして、そして、市民投票を議会の発議、長の発議、市民の皆さんの発議、これらで行えるように直すべきだということも指摘をした。総合計画は、職員がみんな机の中に入れてしまうんじゃなくて、常に机の上において、そして計画行政を実践するという意味でも、単

に書き物じゃなくて、具体性を持たしたものにすべきだ。総合計画というものを、基本構想、基本計画、実施計画、この3点で総合計画とすべきだと、それを議決事項とすべきだと、こういうことを入れなさいというお話もさしていただいた。トータルで11項目くらい、寝ないでつくりましたよ。しかし、一切議論なかった、議会では。

私はこの議会で、一般質問というのは最後ですよ。何としてでも、ニセコの町長さんとの親交もございまして、当時ですね、美唄はニセコの次に、このまちづくり条例つくりたいという思いもありまして、ずいぶんその事で、議会でもあらゆる場面で議論さしてもらって、ようやくできた。しかし、その制定に関しては非常に情けない状況がございました。ぜひ十分に議会の条項もございまして、あわせて、私の怨念も入っておりますから、再度、その提案あった、それに対して修正を出したこれらも吟味していただいて、そして拙速を避けて、この4年間のまちづくり基本条例がどう生かされたのか、そこで、見直しをしていただきたい。選挙じゃありませんけど、最後のお願いでございます。1つご答弁いただけますか。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

初めに1点目、国営農地再編整備事業についてであります。期成会等により各農業者に対し、事業への参加を求めて事業の説明や協力依頼を行ってまいりましたが、結果的に不参加者があり、その方々の農地につきましては、必要に応じ自らが整備していくことと

なります。また、事業の実施に当たりましては、事業対象外の農地を除き、ほ場の区画や用排水路等の整備を実施するため、事業への影響はないものと考えております。

次に、債務負担行為につきましては、国営事業の実施期間が長期間に及ぶため、この間に工事費等の変更も予想されることから、北海道に照会をかけ、総合的に判断し、債務負担行為を提案する際の限度額については、本市の負担率のみ記載することとしているところでございます。これにつきましては、一応道との協議があるものの、この債務負担行為の設定のあり方については、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、本市農業の姿につきましては、本事業を実施することで、農地の利用集積や流動化が図られるほか、営農形態に即した農作業の効率化や合理的な水管理が可能なほ場条件が整備されることから、事業完了後において、担い手農家による生産性や収益性の高い農業が展開されるものと期待しているものでございます。

次に、農業ビジョンにつきましては、第6期美唄市総合計画の農業振興で目指す姿となる「消費者から信頼される産地」の実現に向けて、農業経営の安定化と消費者に信頼される産地づくりを実施するため、その施策の方向性を示すこととなっており、現在、最終的な取りまとめ作業を行っているところでございます。特に、この事業の必要性等につきまして、私も実は2月の22、23、中央陳情ということで東京に行ってまいりました。その時の農水省の課長との1時間程度の協議の中で、この国営の農地再編事業の美唄地区に

実施するに当たっての意義でございますけども、地域内では、高齢化による農家数の減少に伴い、戸別経営の規模拡大が進む一方で、農地の分散化が進んでいると。このため、狭小、狭いほ場の区画で、かつ泥炭土壌のぬかるみから機械化作業の効率を妨げている。さらに、ほ場排水が不良のため、小麦、大豆などの転作作物ですけど、収量や品質にも不安定な状況にあると。そういう意味では、美唄市の特性としまして、泥炭地であるということから、やはり、このほ場の国営農地再編整備事業は不可欠であるという、そういうお話を農水省の担当課と協議してきたところでございます。

次に、公契約条例の制定についてでございますが、厳しい経済情勢の中、労働者の労働賃金など、労働条件を改善していくことは重要なことであると認識しているところでございますが、これら労働ケアにかかわることについては、労働基準法やその他、労働関係法令などとの整合性など課題、さらには国の法整備の動向なども十分見きわめた上で、条例制定の必要性について、先ほどご指摘ありました賃金、実態把握も含めて、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、行政執行の基本について、市長の公務の状況についてでございますが、市長の職務代理者の設置につきましては、今回市長が昨年末退院した後の経過といたしまして、去る3月1日の段階では万全ではなく、医師の判断では3週間程度の療養を要することとされたことを受けまして、今後の対応について、市長本人の意向も伺いながら検討したところでございます。その結果、市長としての判断

が不可能ということではないものの、病状として高血圧の状態にあり、長時間にわたる市長としての職務の執行が相当程度困難であるということ、それから、予算を初め、重要案件を提案している市議会開催中でもあり、状況に応じた即座の判断が求められることなどを総合的に勘案し、地方自治法に基づく市長職務代理者を設置すると、こういう判断に至ったところでございます。

当分の間、私が市長の代理を務めさせていただきますが、桜井市長には早期に回復され、1日でも早く今後の重要な市政の執行に当たっていただくよう、心から願っているところでございます。

あわせて、先ほどお話のありました美唄病院ですか、美唄病院等を含めた、専大ももちろんですし、さまざまな形で非常に美唄の状況が変化しているということで、それに対し、適時対応しなきゃならないという、そういう大事な時期にあると考えてございます。今後とも、これまでもそうでしたけども、確かに市長、療養中でございますが、必要な重要な案件については、これまで同様、市長の意思、判断をいただきながら市政の停滞を招かないよう、必要な対応をしっかりと職員一丸となって対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、まちづくり基本条例の見直しについてでございますが、制定に当たっては、平成19年3月の美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会において修正案が出され、その修正箇所については、前文のほか11カ所の条文にわたって提出されたと承知しております。結果として、原案どおりの議決をいただいた

ということでございます。今回の条例の見直し当たりましては、やはり本市の状況やこれまでの社会情勢に適合したのかどうかを見直すため行うものでございまして、ただいまご指摘いただいた点も含め、さまざまな面から見直しのための論点整理を行ってまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、「不適切な指導はなかった」あとの検討結果についてであります。これまでの経過につきましては、当該校長や教員にお話してまいりたいと考えております。

続きまして、卒業式に向けての起立の確認につきましては、現在、教職員の理解が図られるよう学校長が粘り強く働きかけているもので、教職員の個人の思想や心情を問うものでなく、職務としての起立に関する確認であり、美唄市個人情報保護条例には抵触しないものと考えております。

次に、就学援助制度についてですが、議員からお尋ねのありました制度の条例化、本市の保護者負担の実態把握、そして、申請窓口のあり方につきましては、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

議長内馬場克康君 13番 紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員 これをやめますが、市長の公務ですけどね、市長の公務ね、さっき聞いたのは、適時的確な指示が出てるのかというお話をした。専大のことも含めて。みんな適時的確な指示が出てると、こういうお話だったんだけど、1月の22日だったかな、北海道新聞でなくて、プレス空知に病院

がこうなりますという話が出て、そしてその後の臨時議会の中で直ちに動くべきだということをおの方で申し上げた。それがどうなったんですかと、こういうことを聞いたんです。そういう姿が見えない。時計が止まっている状況じゃないかなという心配があるくらいですけど。どうだったのか、どういう行動を起こしたのかということ、答えてないんで答えてみてください。

それと、立つんですか、立たんですかってやつね、個人情報の保護条例のことを申し上げましたけど、それは個人情報の保護条例で、この条文に違反しないというご答弁でしたね。これまた午前中の話と、米田先生の話とかぶる部分あるかもしれませんが、私は、たまたま札弁連の集まりの最後である方からの手紙を紹介されたときに、特別支援学校の方でしたけど、以前は盲学校とか聾学校とか、そういう表現での学校ございましたね。今は一本化されましたけれど、そこにいる子どもたちにも道教委から、ちゃんと立って、起立の指導とか、それから壇上に上がれとか、そういうのあったそうなんです。そういう理不尽なことをなぜするんですかと、私たちがそういう指導をしなきゃならないんですか、実態知ってるんでしょうか。民族の異なる方いますよね、美唄にもいらっしゃる。いますよね。宗教異なる方いますね。異なる方って、宗教は自由なんだからいろんな宗教がある。相容れない方いますね。私のように根っから侵略のあの旗が見るだけでいやになる男もいますよ。戦前のあの状況を学んだ人間の一人として、子どもたちからそれが問われたらどう答えたらいいたと、答えられないじゃな

いんですかという、そういうお話の手紙を紹介をされておりました。文字どおり、内心の自由につながるんじゃないでしょうかね。内心、そして、思想・良心の自由を侵すことになるんじゃないですか。それをやっちゃいけないというのが、個人情報保護法に書いてあるわけでしょう。保護法を受けて個人情報保護条例に書いてあるわけでしょう。これは明確に憲法違反だからです。内心の自由というのは。だから、そうならないようなことをいろいろおっしゃる。予算委員会もありますので、この根拠と、その議論はまたさしてもらいますが、私もさらに理論武装をいたしまして、残された時間、有効に使いたいと思いますので、特にご答弁結構ですけど、そういう思いで、思いを込めて申し上げたということをご理解いただければと思います。

市長代理、さっきの件ご答弁ください。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

倫生会美唄病院の対応についてであります。倫生会美唄病院につきましては、市長が昨年から、入院される前に、倫生会とは市長が向こうの理事長と院長含めて対応され、地元で経営を続けていただきたい、そういう事を、地元としてその意思を理事長に機会あるごとに伝えていた経過でございます。相手方からは、やはり医療スタッフの確保、それから病院の立地条件などから、なかなか現状に、美唄でとどまるということは非常に難しいというお話は、以前から聞いていたところでございます。私も市長が昨年の9月入院された後、11月に一応、院長、理事長と直接お話

をしたことがございます。その時点では病院としては意思決定しているということではなくて、そういうような考え方で内部で検討しているという段階でございました。新聞報道が1月にあたったと思いますけども、それ以降、直接的に倫生会美唄病院の方から公式に市に対して、新聞報道内容で、美唄から病院本来機能は江別の方に出るといふ、そういう話は直接は公式にはまだ聞いてないところでございます。ただ、私が昨年聞いた段階では、そういう意向があるということと、それから、病院本体として江別に進出したとしても地元の患者に対するサービスについては支障を来さないよう診療所を充実し、これまで同様、必要な地元に対する対応は医療機関として責任を持って対応して行きたいと、そういうお話は聞いているところでございます。これが、現状での倫生会美唄病院と市との間の協議の経過の状況でございます。

議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後 4 時 5 8 分 散会

